

# 第8期 稲沢市 介護保険事業計画 高齢者福祉計画

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度



令和3(2021)年3月  
稲沢市



# はじめに

わが国は、総人口の減少とともに、若い世代の人口割合や出生率が減少を続けており、いわゆる超高齢社会を迎えております。また、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には、高齢者人口がピークを迎え、さらには介護ニーズの高い85歳以上人口も急速に増加していくことが予測されています。



こうした社会構造の変化の中、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担や介護離職の増加、高齢者虐待などの問題への対応が課題となっています。

本市では、高齢者が心身ともに健康で、地域社会の一員として活動でき、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる健「幸」社会の形成を目指すために、3年を1期とする「第8期稲沢市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」をこのたび策定いたしました。

この計画では、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図るとともに国や愛知県の動向を踏まえつつ、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超え、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現のため、さらなる地域包括ケアシステムの深化に向けた施策および事業を積極的に展開し、本計画の基本理念である「高齢者と共に生きる地域環境づくり」を目指していきます。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を頂きました策定委員の皆様に対しまして、心からお礼を申し上げますとともに、引き続き市民の皆様のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3（2021）年3月

稲沢市長 加藤 錠司郎



# 目 次

<b>第 1 章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景.....	1
2 介護保険制度の主な改正内容.....	3
3 計画の位置づけ.....	5
4 計画の期間.....	6
5 計画の策定体制.....	6
6 日常生活圏域と地域包括支援センター.....	8
<b>第 2 章 高齢者施策の現状と課題</b> .....	<b>9</b>
1 高齢者の状況と将来推計.....	9
2 アンケート調査から見える高齢者の現状.....	19
3 第8期計画に向けた稲沢市の重点課題.....	31
<b>第 3 章 本計画の目指すもの</b> .....	<b>33</b>
1 基本理念.....	33
2 基本目標.....	34
基本目標1 自分らしくいきいきと生きられるまちづくり.....	34
基本目標2 介護が必要になっても安心して暮らせるまちづくり.....	34
基本目標3 地域でお互いに支え合って生きるまちづくり.....	34
3 施策の体系.....	35
<b>第 4 章 施策の展開</b> .....	<b>36</b>
1 自分らしくいきいきと生きられるまちづくり.....	36
2 介護が必要になっても安心して暮らせるまちづくり.....	43
3 地域でお互いに支え合って生きるまちづくり.....	49
○ 自立支援・重度化防止等に向けた目標指標.....	54

<b>第5章 介護保険サービスの見込み</b> .....	<b>56</b>
1 人口及び要支援・要介護認定者数の推計 .....	56
2 高齢者人口等の推計 .....	57
3 居宅・介護予防サービス .....	58
4 施設サービス.....	65
5 地域密着型サービス.....	67
6 介護予防・日常生活支援総合事業.....	71
7 保険料の算出.....	73
8 地域密着型サービスの整備目標.....	78
<b>第6章 計画の推進体制</b> .....	<b>79</b>
1 計画の円滑な推進に向けて .....	79
2 計画の評価体制の充実 .....	80
<b>資料編</b> .....	<b>81</b>
稲沢市介護保険事業計画等策定委員会設置要綱 .....	81
稲沢市介護保険事業計画等策定委員会委員名簿 .....	83
稲沢市介護保険事業計画等策定プロジェクトチーム設置要綱.....	84
稲沢市介護保険事業計画等策定プロジェクトチーム名簿.....	86
用語集.....	87
地域包括支援センター一覧.....	92

## 1 計画策定の背景

わが国では、令和元（2019）年10月時点の推計人口において、65歳以上の人口は3,588万人を超えており、総人口1億2,616万人の28.4%と過去最高になっています。高齢者数は令和24（2042）年頃まで増加し、その後も、



75歳以上の人口割合については増加し続けることが予想されています。

また、平均寿命が延びている一方、介護が必要な期間が長期化しており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことが求められています。

高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐるさまざまな問題が浮かび上がっています。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担や介護離職の増加、高齢者虐待などの

問題への対応が課題となっています。

こうした中、国においては、高齢社会対策の推進に当たり基本的考え方を明確にし、分野別の基本的施策の展開を図るべく、平成30（2018）年2月16日に「高齢社会対策大綱」を閣議決定しました。

この大綱は、「高齢者を支える」とともに、意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整え、また、高齢者のみならず若年層も含め、全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境をつくることを目的としています。

この大綱に基づき、国は、令和7（2025）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の一層の推進を図ることとしています。

また、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしや生きがいを地域とともにつくる社会「地域共生社会」の実現が求められていま

す。

このような状況を背景に、国の社会保障審議会介護保険部会では、第8期計画において重点的に取り組むべき項目として、「1. 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）」「2. 保険者機能の強化（地域の特性に応じたつながりの強化・マネジメント機能の強化）」「3. 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）」「4. 認知症「共生」・「予防」の推進」「5. 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新」の5つをあげています。

加えて、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年には、現役世代（生産年齢人口）が急減し、1.5人の現役世代が1人の高齢世代を支える形になると予想されています。

そのことにより、更なる社会保障費の増加だけでなく、子育て、教育、医療、インフラ、公共交通など様々な分野において問題が出てくることが考えられ、今までの人口増加を前提としてきた制度や運用について、将来の危機を克服する姿を想定した上で、現時点から取り組むべき課題を検討する必要があります。

稲沢市では、介護保険を含む高齢者福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「稲沢市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定しています。令和2（2020）年度には、第7期稲沢市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の計画期間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）が終了することから、国や愛知県の動向を踏まえつつ、さらなる地域包括ケアシステムの深化に向けた施策および事業を積極的に展開していきます。





## 2 介護保険制度の主な改正内容

第8期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、以下について充実することが示されています。

(社会保障審議会 介護保険部会 (第90回) 令和2年2月21日より)

### (1) 令和7(2025)年・令和22(2040)年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

○令和7(2025)年・令和22(2040)年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

※第7期から介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性(病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保)を踏まえ、基盤整備を検討

※指定介護療養型医療施設の設置期限(令和5(2023)年度末)までに確実な転換等を行うための具体的な方策

※第8期の保険料を見込むに当たっては直近(令和2(2020)年4月サービス分以降)のデータを使用

### (2) 地域共生社会の実現

○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組

### (3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)

○一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」

○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示とした就労的活動等

○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえた計画の策定

○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進(一般会計による介護予防等に資する独自事業等)

○看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえた在宅医療・介護連携の推進

○国で示す指標を参考にした要介護者(要支援者)に対するリハビリテーションの目標

OPDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備

**(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化**

- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況
- 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案した計画の策定

**(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進**

- 認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進について5つの柱に基づいた取組（普及啓発の取組やチームオレンジ等の構築及び「通いの場」の拡充等）
- 教育等其他の分野との連携に関する事項

**(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化**

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としたポイント制度や有償ボランティア等
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組

**(7) 災害や感染症対策に係る体制整備**

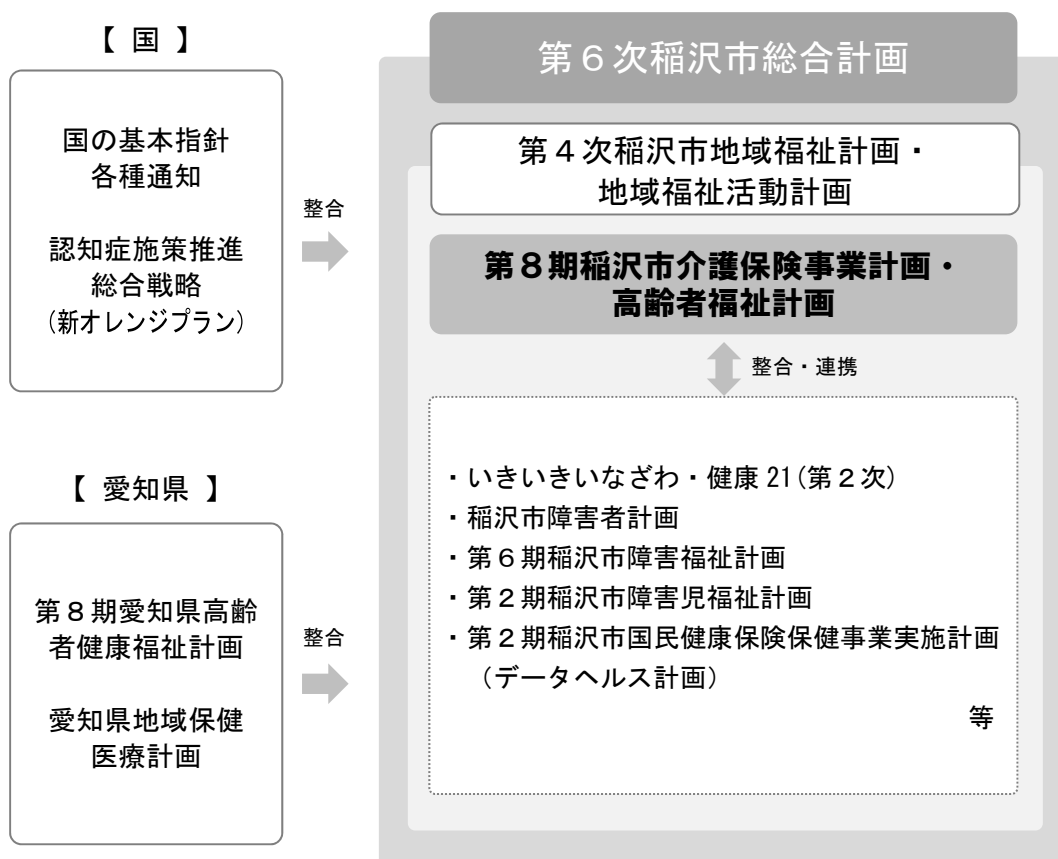
- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性

### 3 計画の位置づけ

本計画は、介護保険法第117条及び老人福祉法第20条の8の規定に基づき、「介護保険事業計画」と「高齢者福祉計画」（法律上は「老人福祉計画」）を一体のものとして策定することで、介護保険及び福祉サービスを総合的に展開することを目指しています。

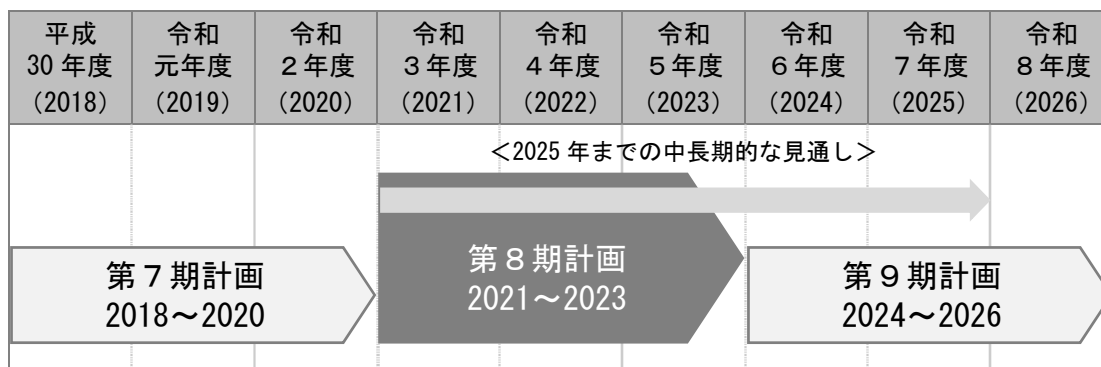
本計画は、高齢者に関わる様々な計画との整合性を持ったものとします。

「地域共生社会」の実現に向けて、「第4次稲沢市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の理念をベースとして、「稲沢市障害者計画・第6期稲沢市障害福祉計画・第2期稲沢市障害児福祉計画」「いきいきいなざわ・健康21（第2次）」等とも連携を図り、高齢者の地域生活を支援します。



## 4 計画の期間

「介護保険事業計画」を、介護保険法の規定により3年を一期として定める必要があることから、この計画の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。



## 5 計画の策定体制

本計画は、稲沢市介護保険事業計画等策定委員会における審議や介護保険・高齢者福祉に関するアンケート調査、パブリックコメントの実施など、市民や関係者の意見を踏まえて策定します。

### (1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、高齢者福祉施策、介護保険事業の基本的な方向性を確認するとともに、学識経験者、医療関係者、介護関係者、福祉関係者、被保険者の代表、行政関係者で構成する「稲沢市介護保険事業計画等策定委員会」により検討を行います。

### (2) 高齢者等実態調査の実施

高齢者の生活実態や、介護保険サービス利用者の利用状況・利用意向など、本計画を策定するための基礎的な資料を得るために、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」を実施しました。

### (3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、計画（案）を公表するとともに、市民からの意見を募集しました。

- 意見募集の期間 令和3年1月6日～2月5日
- 意見の提出方法 インターネット、郵送、ファクス、または持参のいずれかの方法で高齢介護課へ提出
- 意見の件数 45件
- 意見の公表 市ホームページで意見に対する回答を公表しました。



## 6 日常生活圏域と地域包括支援センター

6つの日常生活圏域にある地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務）を一体的に実施しています。

令和3年4月より、基幹型地域包括支援センターが設置されることにより、地域包括支援センター間で地域の課題や目標を共有しながら、相互に連携した効果的な取り組みにつながるよう相談支援体制を強化していきます。



### 【地域包括支援センター】

- ★① 稲沢市基幹型地域包括支援センター
- ② 稲沢地域包括支援センター
- ③ 小正・下津地域包括支援センター
- ④ 明治・千代田地域包括支援センター
- ⑤ 大里地域包括支援センター
- ⑥ 祖父江地域包括支援センター
- ⑦ 平和地域包括支援センター

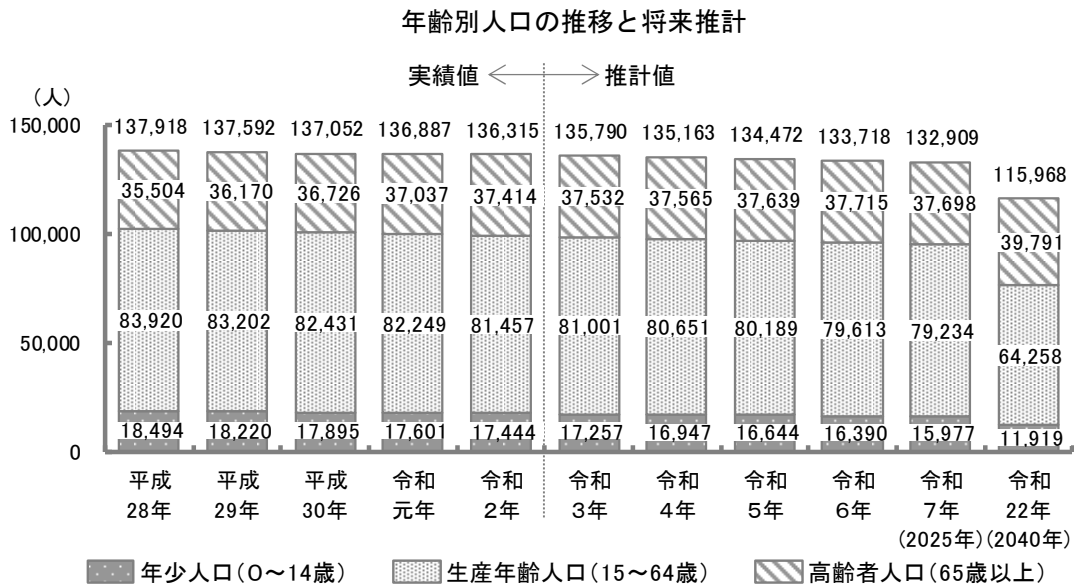
※所在地、電話番号については、「資料編  
地域包括支援センター一覧」に記載

## 1 高齢者の状況と将来推計

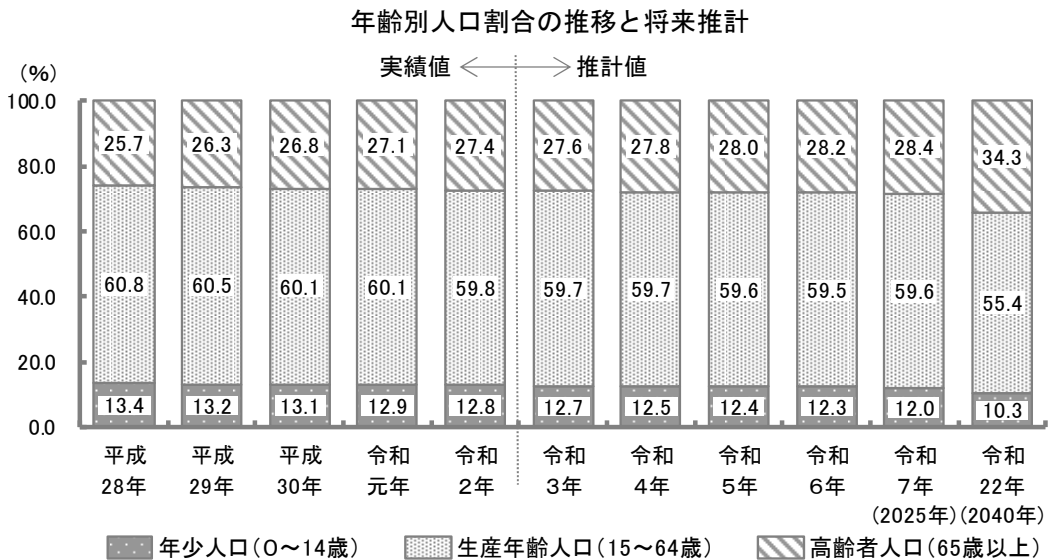
### (1) 人口の推移と推計

本市の人口推移をみると、減少傾向となっており、令和2（2020）年10月1日現在の人口は、136,315人となっています。

将来推計をみると、今後も減少していく見込みで、令和22（2040）年で115,968人となることが予測されています。



資料：実績は住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計は住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

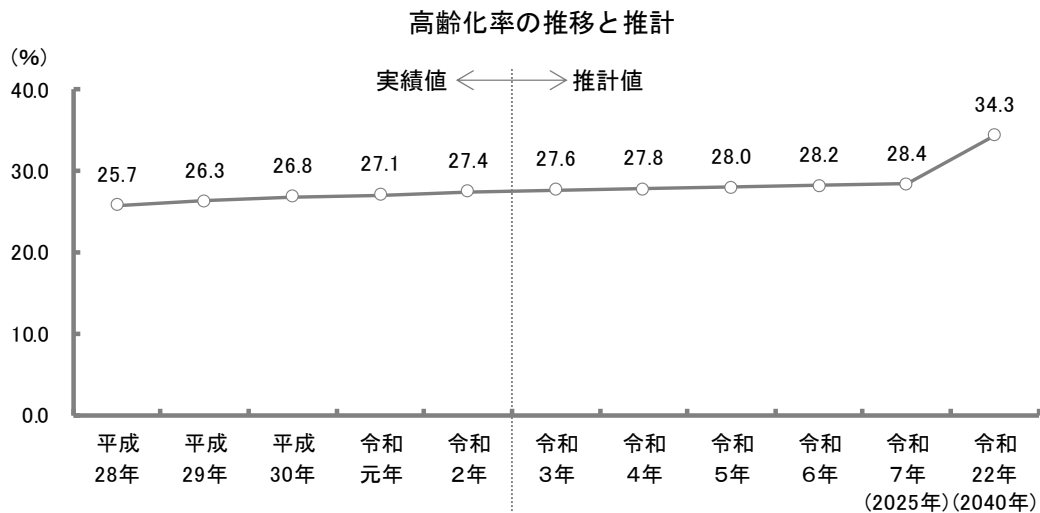


資料：実績は住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計は住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

## (2) 高齢化の進行状況

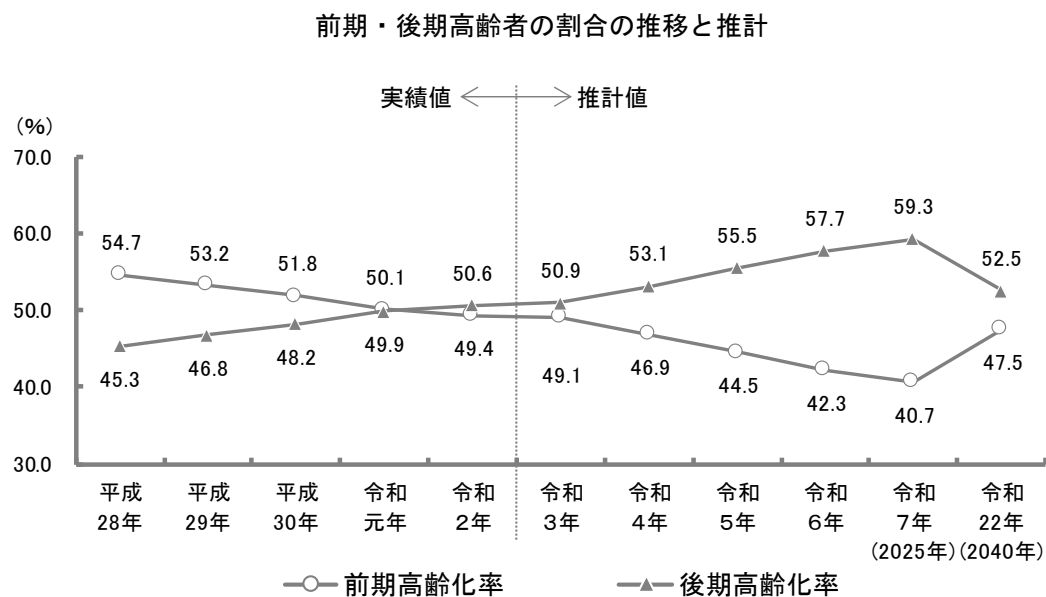
本市の高齢化率は年々増加しており、令和2（2020）年で27.4%となっています。将来推計をみると、今後も増加していく見込みで、令和22（2040）年が34.3%となることが予測されています。

高齢者人口に対する前期高齢者（65～74歳）の割合と後期高齢者（75歳以上）の割合をみると、年々後期高齢者の割合が増加し、令和2（2020）年に後期高齢者の割合が前期高齢者の割合を上回っています。将来推計をみると、その後も増加していく見込みとなっていますが、令和7（2025）年から減少し、令和22（2040）年には、52.5%となることが予測されています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

高齢化率：総人口に対する高齢者人口で割合を算出



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

前期・後期高齢者の割合（%）：高齢者人口に対する前期・後期高齢者の人口に割合で算出



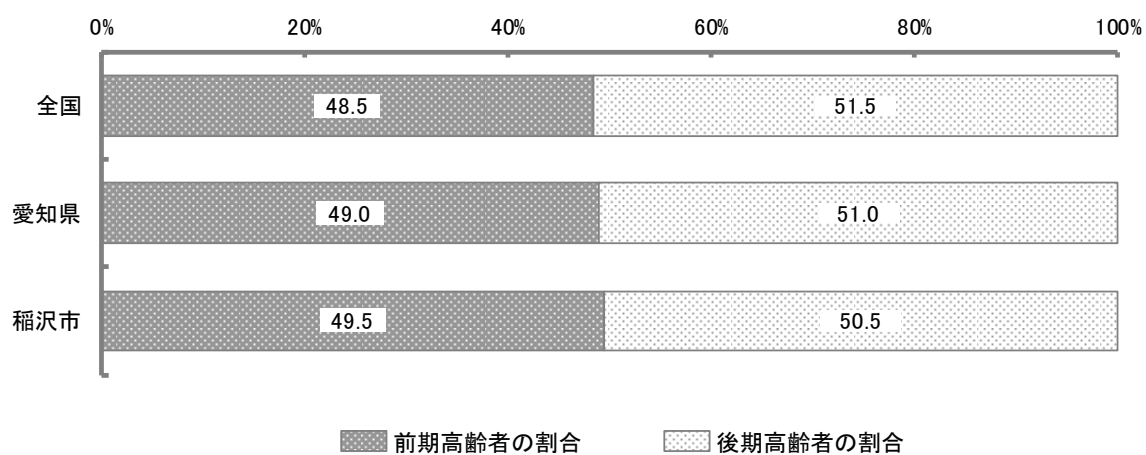
全国や愛知県と比較すると、本市の後期高齢者の割合は若干低くなっています。

前期・後期高齢者数及び構成比<全国・愛知県との比較>

		全国	愛知県	稲沢市
高齢者人口	人	35,577,741	1,877,264	37,201
前期高齢者 (65～74歳)	人	17,271,859	920,273	18,421
	%	48.5	49.0	49.5
後期高齢者 (75歳以上)	人	18,305,882	956,991	18,780
	%	51.5	51.0	50.5

資料：介護保険事業状況報告（令和2年4月現在）

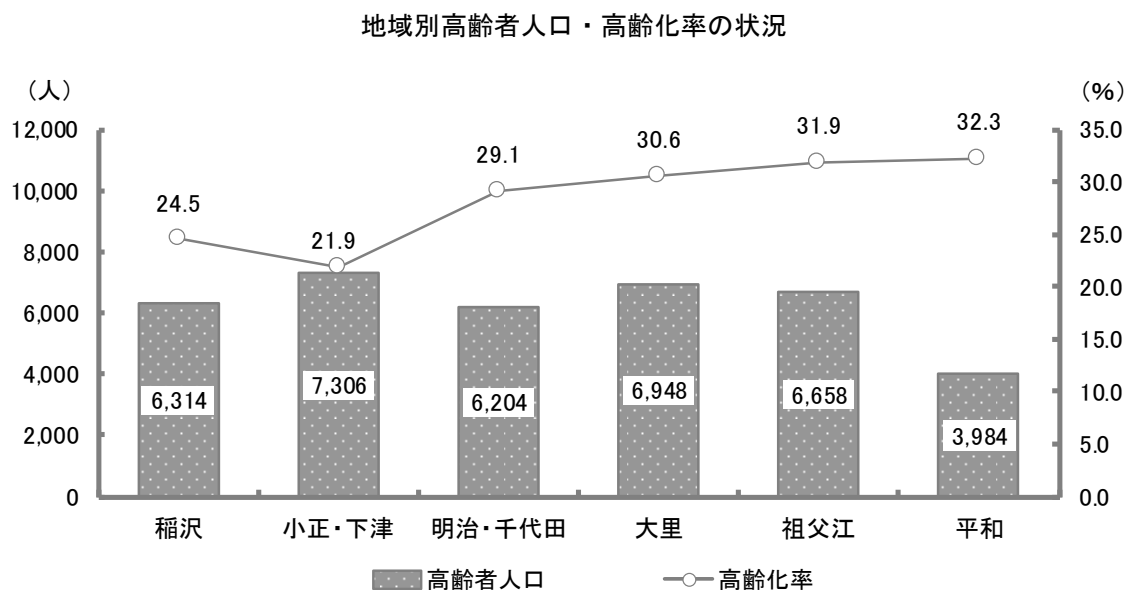
前期・後期高齢者の割合<全国・愛知県との比較>



資料：介護保険事業状況報告（令和2年4月現在）

### (3) 地域別で見た高齢化の状況

高齢者人口が最も多い地域は小正・下津地域ですが、高齢化率は21.9%と最も低くなっています。一方で、高齢者人口が最も少ない地域は平和地域ですが、高齢化率は32.3%と最も高くなっています。



資料：住民基本台帳（令和2年10月1日現在）

高齢化率：総人口に対する高齢者人口で割合を算出



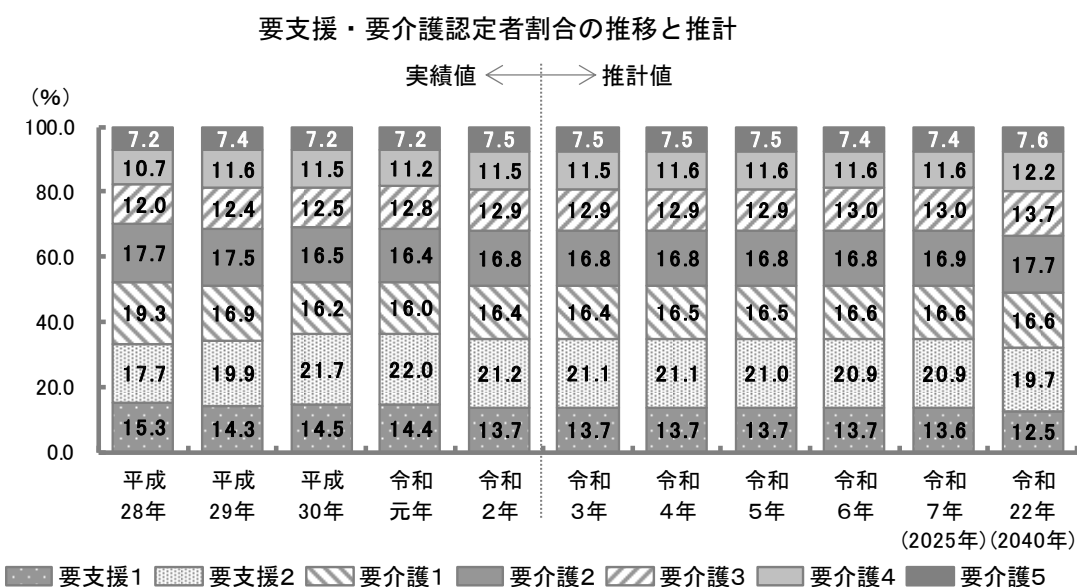
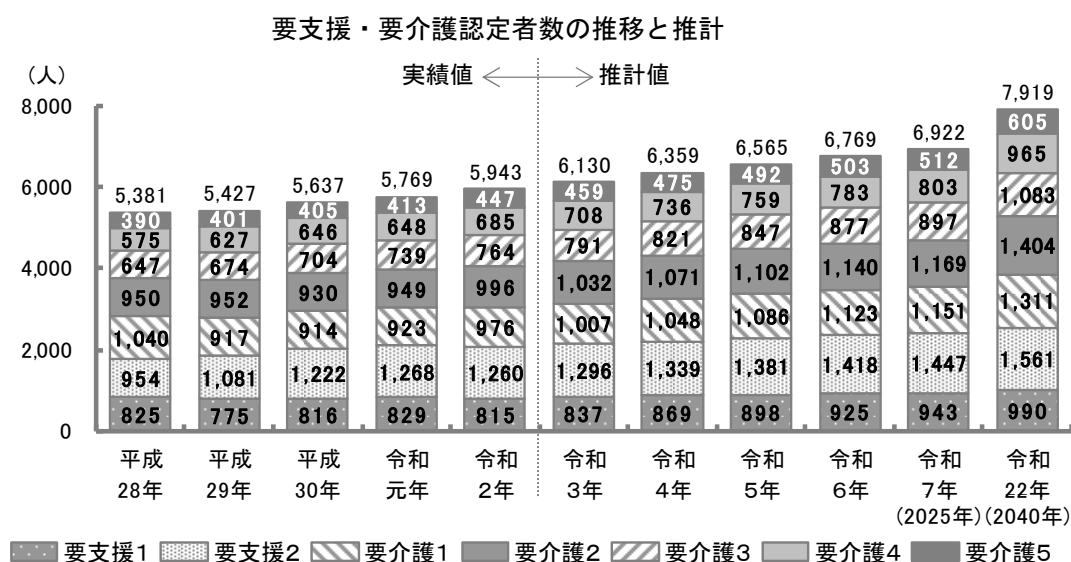
#### (4) 要支援・要介護認定者数の推移と推計

本市の要支援・要介護認定者数は、令和2(2020)年10月1日現在で5,943人となっており、年々増加しています。

将来推計をみると、今後も増加していく見込みで、令和22(2040)年で7,919人となることが予測されています。

要支援・要介護認定者の割合の推移をみると、約7割弱が要介護2以下の軽度者となっています。

将来推計をみると、今後は要介護2以下の軽度者の割合は緩やかに減少傾向となり、一方で要介護3以上の中重度者の割合は緩やかに増加傾向となることが予測されています。



## (5) 重度化の状況

要介護3以上の中・重度者は、全認定者の約3割を占めています。全国・愛知県・近隣市に比べ、本市の重度認定率は低くなっています。

本市の高齢化率と認定率の分布についてみると、認定率は全国・愛知県に比べ低くなっていますが、高齢化率は全国より低く愛知県より高くなっています。

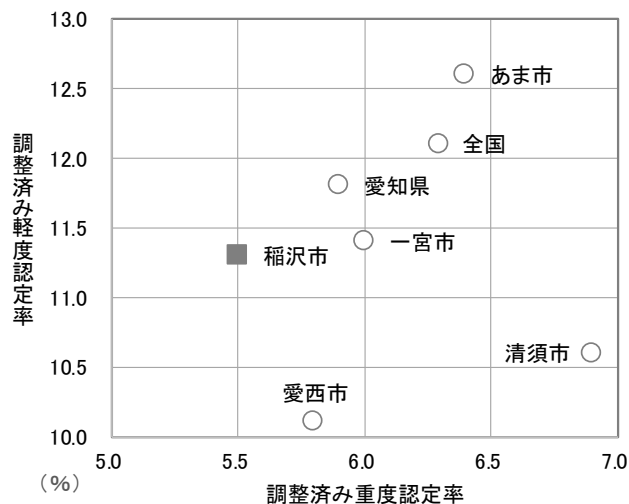
要介護度3区分別認定者数の推移

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
認定者数	人	5,381	5,417	5,512	5,674	5,858
要支援者	人	1,779	1,855	1,943	2,092	2,078
	%	33.0	34.2	35.3	36.9	35.5
要介護1・2	人	1,990	1,875	1,832	1,844	1,872
	%	37.0	34.6	33.2	32.5	32.0
要介護3以上	人	1,612	1,687	1,737	1,738	1,908
	%	30.0	31.2	31.5	30.6	32.6

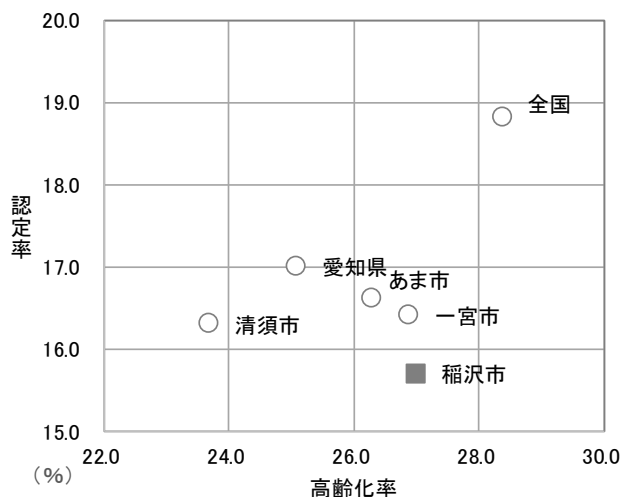
資料：介護保険事業状況報告（令和2年4月現在）

3区分別認定者数の割合（%）：全体の認定者に対する3区分の認定者の割合を算出

調整済み軽度・重度認定率の分布（令和元年）  
（全国、愛知県、近隣市比較）



高齢化率と認定率の分布（令和元年）  
（全国、愛知県、近隣市比較）



資料：介護保険事業状況報告

※調整済み軽度・重度認定率：認定率の多寡に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率を意味します。

## (6) 介護サービスの利用状況

### ① 介護サービスの利用人数と利用率

令和2（2020）年4月の居宅サービスの受給率は55.4%、施設サービスの受給率は15.2%となっています。また、居宅・地域密着型・施設サービスの受給率の推移をみると、居宅サービス、地域密着型サービスは減少傾向にあります。

令和2（2020）年4月の居宅・地域密着型・施設サービスの受給率を全国・愛知県と比較すると、本市の居宅サービス、地域密着型サービスの受給率は全国・愛知県より低くなっています。

居宅・地域密着型・施設サービス別の受給者数と受給率

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
認定者数	人	5,381	5,417	5,512	5,674	5,858
<b>【受給者数】</b>						
居宅	人	3,248	3,375	3,039	3,172	3,246
地域密着型	人	508	495	482	476	472
施設	人	800	801	723	824	888
<b>【受給率】</b>						
居宅	%	60.4	62.3	55.1	55.9	55.4
地域密着型	%	9.4	9.1	8.7	8.4	8.1
施設	%	14.9	14.8	13.1	14.5	15.2

資料：介護保険事業状況報告（令和2年4月現在）

居宅・地域密着型・施設サービス別受給率比較

(%)

	全国	愛知県	稲沢市
居宅サービス受給率	57.3	60.6	55.4
地域密着型サービス受給率	12.6	11.6	8.1
施設サービス受給率	14.3	13.3	15.2

資料：介護保険事業状況報告（令和2年4月現在）

## ② サービス種類別利用率

居宅サービスにおいて、要支援1から要介護2までの軽度者では、要介護3以上の中・重度者に比べて通所介護、介護予防支援・居宅介護支援の利用率が高くなっています。また、重度者では、軽度者に比べて訪問看護、居宅療養管理指導の利用率が高くなっています。

要介護度別居宅サービス別利用率

(%)

	全体	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
訪問介護	10.9	0.0	0.0	17.8	18.4	13.4	15.8	19.7
訪問入浴介護	1.1	0.0	0.1	0.1	0.9	1.6	3.2	4.7
訪問看護	7.3	2.0	5.8	5.7	8.5	7.4	11.4	15.5
訪問リハビリテーション	0.6	0.1	0.4	0.3	1.4	0.7	0.6	0.4
居宅療養管理指導	12.1	3.0	3.5	12.2	14.3	16.1	19.8	29.4
通所介護	20.2	0.0	0.0	40.7	45.2	25.6	16.2	15.2
通所リハビリテーション	6.8	4.3	9.2	6.4	10.8	6.3	3.7	1.8
短期入所生活介護	4.4	0.1	0.7	5.9	8.5	7.7	5.3	3.6
短期入所療養介護	0.2	0.0	0.0	0.1	0.4	0.7	0.0	0.0
福祉用具貸与	36.3	23.0	44.4	24.3	53.5	38.9	31.5	28.5
特定施設入居者生活介護	2.1	1.2	1.1	1.9	2.4	2.9	3.0	4.0
介護予防支援・居宅介護支援	50.6	28.0	50.6	64.9	73.2	48.7	37.8	36.5

資料：介護保険事業状況報告（令和2年4月現在）

※ 網掛け部は、最大値

地域密着型サービスにおいては、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護の利用率が高くなっています。

要介護度別地域密着型サービス別利用率

(%)

	全体	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.2
夜間対応型訪問介護	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地域密着型通所介護	3.0	0.0	0.0	5.7	6.1	4.2	3.3	2.0
認知症対応型通所介護	0.6	0.0	0.0	1.1	0.5	2.0	0.4	0.7
小規模多機能型居宅 介護	0.6	0.0	0.1	0.7	0.8	1.3	0.6	1.1
認知症対応型共同生 活介護	2.9	0.0	0.4	4.8	4.2	5.5	3.2	3.8
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0.5	0.0	0.0	0.3	0.7	1.6	0.4	0.7
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	0.5	0.0	0.0	0.1	0.2	2.3	0.6	0.7
複合型サービス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

資料：介護保険事業状況報告（令和2年4月現在）

※ 網掛け部は、最大値

施設サービスにおいては、介護老人福祉施設の利用率が高くなっています。

要介護度別施設サービス別利用率

(%)

	全体	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護老人福祉施設	9.4	0.0	0.0	0.3	0.9	21.8	33.8	30.3
介護老人保健施設	5.5	0.0	0.0	4.3	7.1	8.7	12.5	13.9
介護療養型医療施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2
介護医療院	0.3	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	1.1	0.9

資料：介護保険事業状況報告（令和2年4月現在）

※ 網掛け部は、最大値

### ③ 給付費の推移

給付費の総額は、年々増加しています。

本市の令和元（2019）年度の給付費総額は、74億8,709万円となっており、平成28（2016）年度の給付費総額（約71億2,453万円）と比較すると、約3億6,256万円増加しています。

給付費の推移

（千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
給付費総額	7,124,535	7,191,925	7,221,155	7,487,090
居宅	3,852,554	3,832,915	3,830,604	3,968,897
地域密着	926,531	957,101	952,107	964,011
施設	2,345,450	987,774	2,438,444	2,554,182

資料：介護保険事業状況報告（年報）

### ④ 給付費水準の全国、愛知県との比較

令和2年4月における本市の給付費（月額）の一人あたりに換算すると、高齢者一人あたりの給付費は、全国、愛知県よりも低くなっています。一方で、要介護1・2の認定者一人あたりの給付費は、全国、愛知県よりも高くなっています。

給付費水準の全国、愛知県との比較

（千円）

	全国	愛知県	稲沢市
高齢者一人あたりの給付費	21.8	19.9	17.7
一人あたりの給付費 （要支援1・2）	10.9	12.8	11.0
一人あたりの給付費 （要介護1・2）	101.2	110.7	111.5
一人あたりの給付費 （要介護3以上）	216.6	224.0	223.1

資料：介護保険事業状況報告（令和2年4月現在）



## 2 アンケート調査から見える高齢者の現状

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の目的

「第8期稲沢市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の策定をするにあたり、高齢者等の日常生活実態及び介護者の介護実態を把握し、本市における地域課題を含めた整理を行い、今後目指すべき地域包括ケアシステム構築のあり方とサービス基盤の方向性を検討し、将来推計の基礎資料を得るため、本調査を実施しました。

#### ② 調査対象

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査：令和元（2019）年12月1日現在、稲沢市に居住する65歳以上の一般高齢者※及び要支援認定者2,500人を無作為抽出

在宅介護実態調査：令和元（2019）年12月1日現在、稲沢市に居住する要支援認定者及び要介護認定者1,200人を無作為抽出

※一般高齢者とは、要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を称しています。

#### ③ 調査期間

令和元（2019）年12月6日から令和元（2019）年12月27日まで

#### ④ 調査方法

対象者へ郵送にて調査

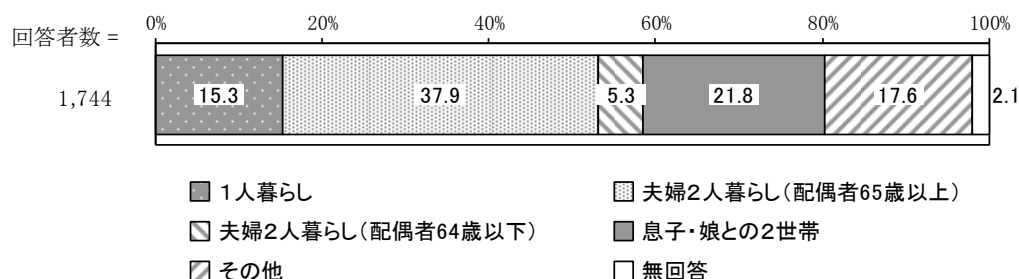
#### ⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,500人	1,744人	69.8%
在宅介護実態調査	1,200人	768人	64.0%

## (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

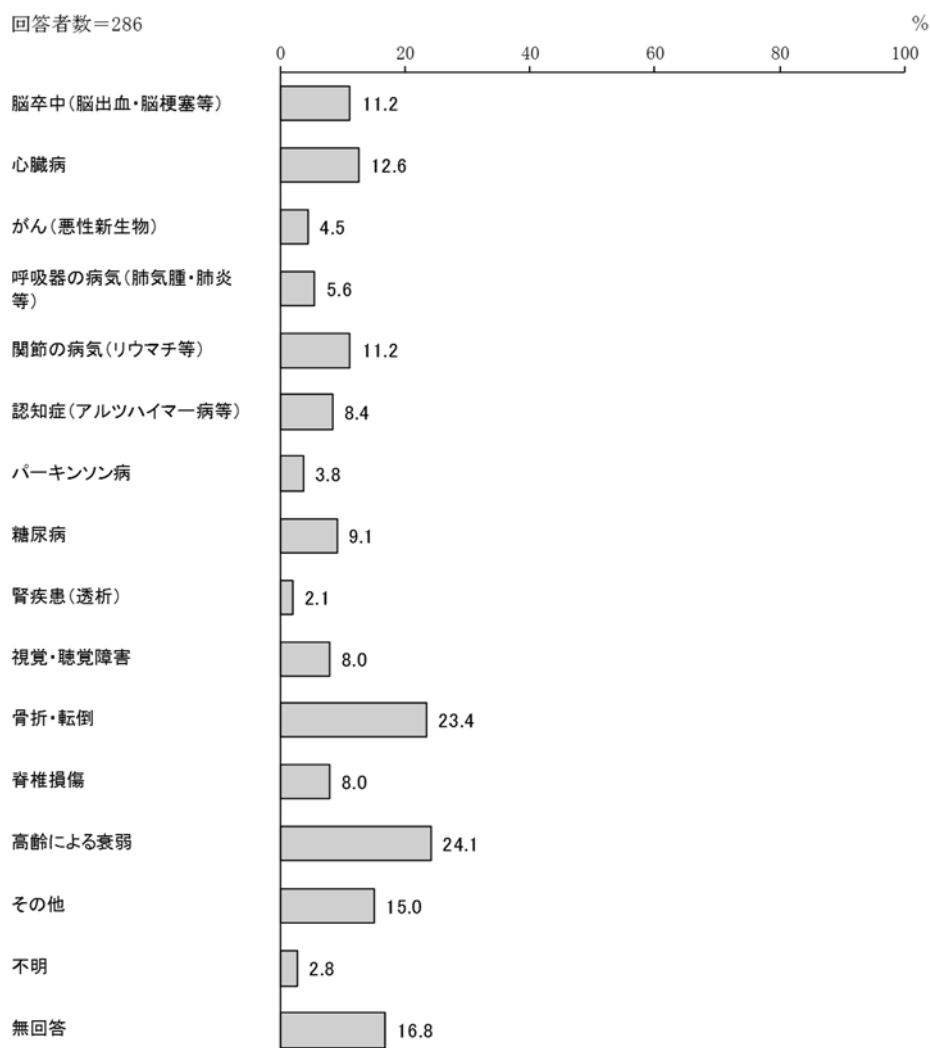
### ① 家族構成

家族構成をみると、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」(37.9%)が最も高く、次いで「息子・娘との2世帯」(21.8%)となっています。



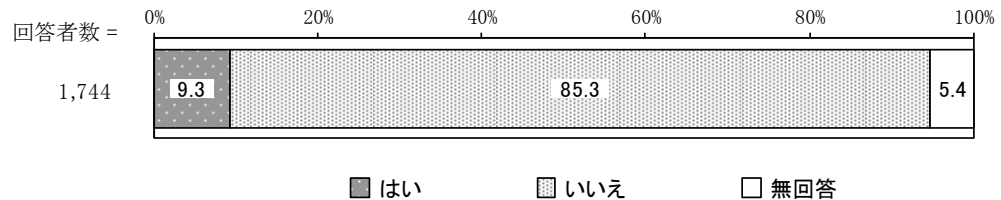
### ② 介護・介助が必要になった主な原因

介護・介助が必要になった主な原因は、「高齢による衰弱」(24.1%)が最も高く、次いで「骨折・転倒」(23.4%)、「心臓病」(12.6%)、「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」(11.2%)、「関節の病気(リウマチ等)」(11.2%)と続いており、フレイルから要介護状態につながっている方が多いことがうかがえます。



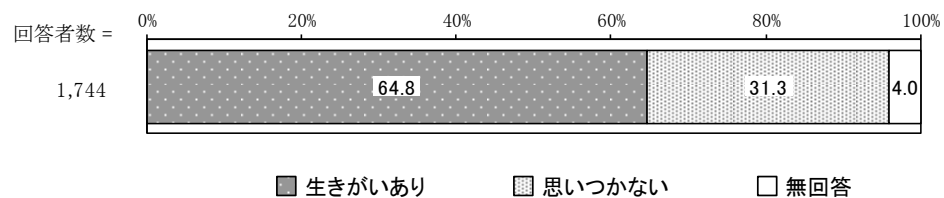
### ③ 「フレイル」の意味を知っているか

「フレイル」の意味を知っているかについて、「はい」と回答した割合が9.3%となっており、フレイルに関する知識を持っている方が少ないことがうかがえます。



### ④ 生きがいの有無

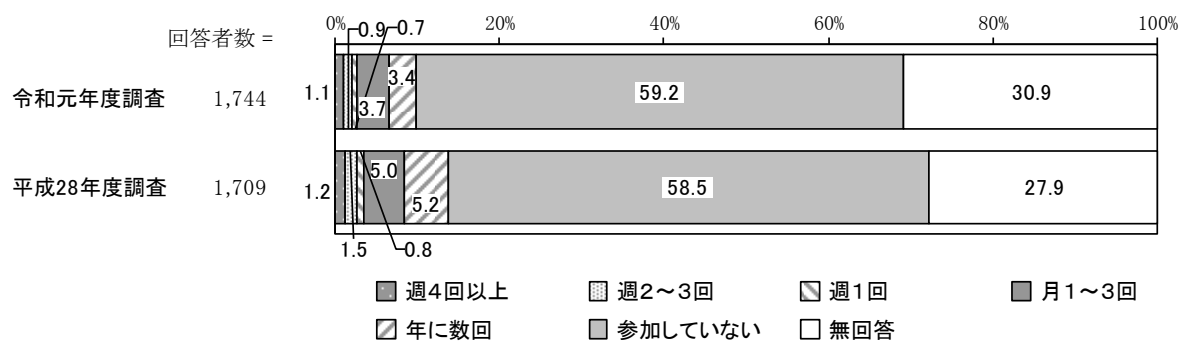
生きがいの有無では、64.8%の方があると回答しています。



### ⑤ ボランティアのグループへの参加頻度

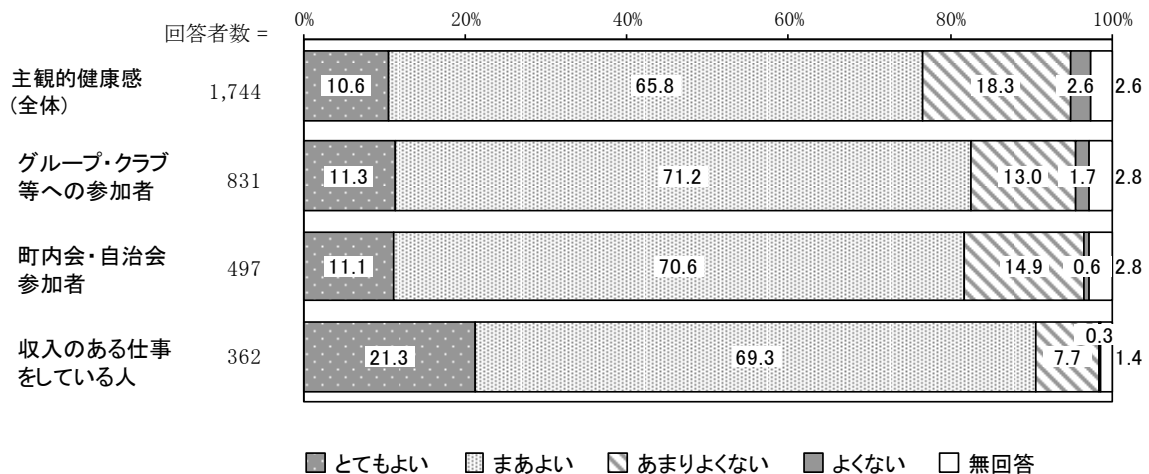
ボランティアのグループへの参加頻度では、「参加していない」(59.2%)が最も高く、次いで「月1～3回」(3.7%)、「年に数回」(3.4%)となっています。

前回調査と比較しても、大きな違いはみられません。



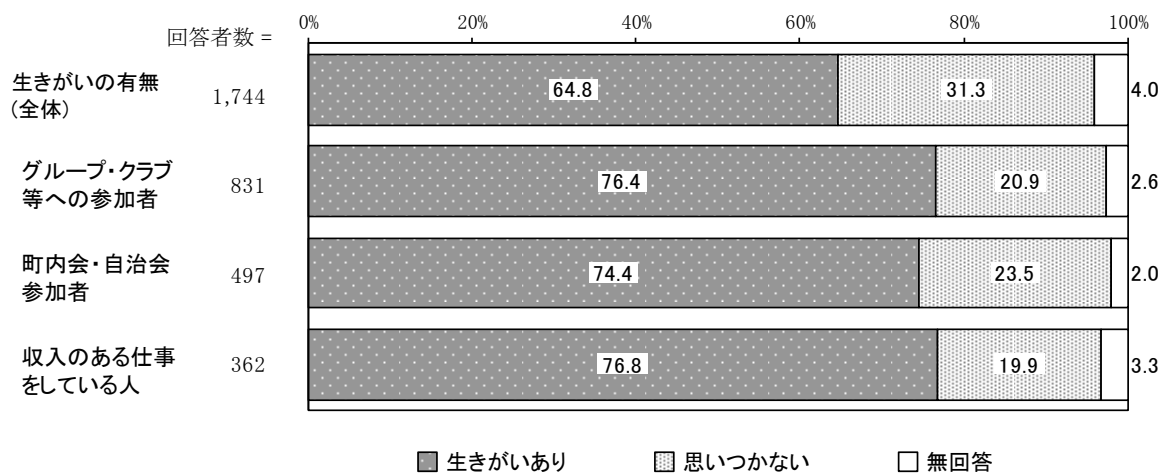
### ⑥ 通いの場への参加者の主観的健康感

通いの場への参加者の主観的健康感では、いずれの参加者も8割以上の方が健康である（「とてもよい」＋「まあよい」）と回答しており、全体の健康である方（「とてもよい」＋「まあよい」）（76.4%）の割合を上回っています。通いの場への参加をしている方ほど主観的健康感が高まっています。



### ⑦ 通いの場への参加者の生きがいの有無

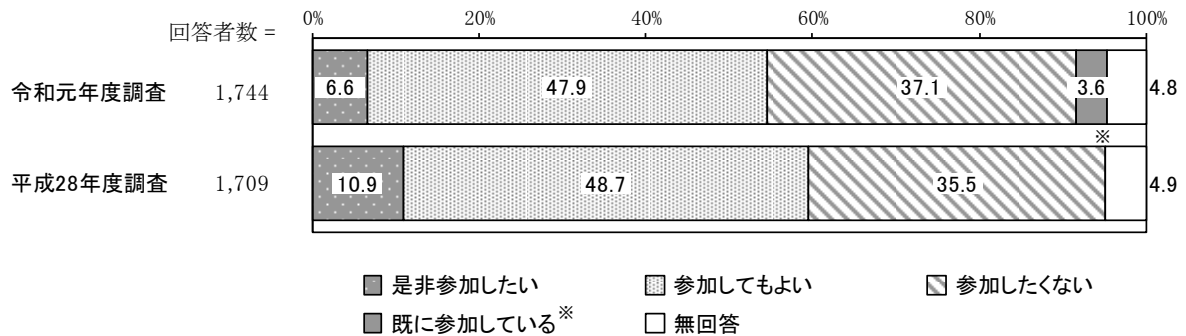
通いの場への参加者の生きがいの有無では、いずれの参加者も7割以上の方が「生きがいがある」と回答しており、全体の「生きがいあり」（64.8%）の割合を上回っています。



⑧ 参加者として、地域づくりを進めるグループ活動等に参加してみたいか

参加者として、地域づくりを進めるグループ活動等に参加してみたいかでは、「是非参加したい」(6.6%)と「参加してもよい」(47.9%)を合わせた54.5%の方が参加の意向です。

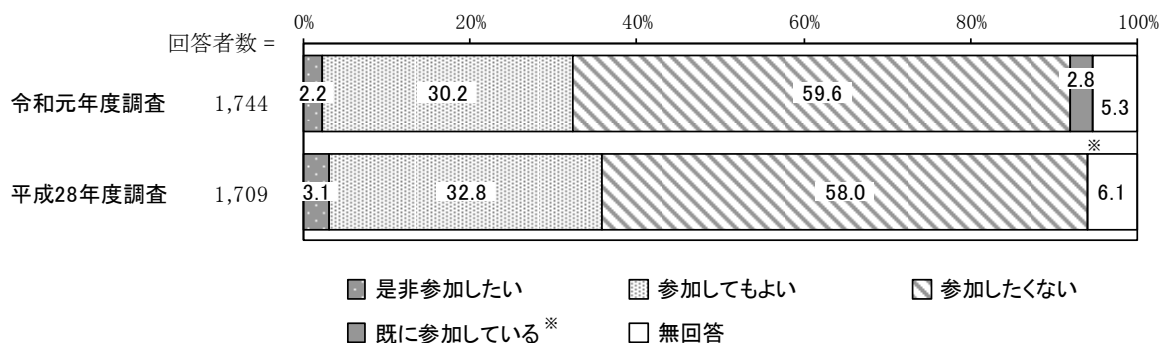
前回調査と比較すると、参加の意向のある方が5.1ポイント減少しており、地域づくり活動への参加意向が減少していることがうかがえます。



※平成28年度調査の選択肢には『既に参加している』はありません。

⑨ 企画・運営として地域づくりを進めるグループ活動等へ参加してみたいか

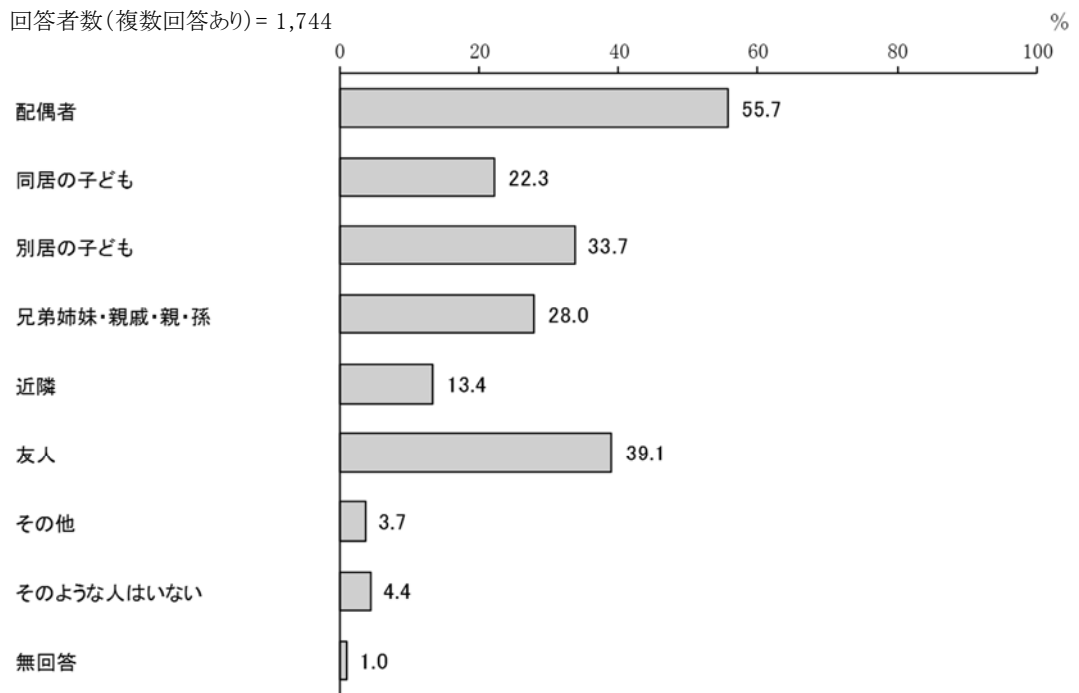
企画・運営として地域づくりを進めるグループ活動等へ参加してみたいかでは、「是非参加したい」(2.2%)と「参加してもよい」(30.2%)を合わせた32.4%の方が参加の意向です。参加者としての参加意向と比べて低いものの、前回調査との比較の減少幅は少ないため、企画・運営者として地域づくり活動への参加意向を持っている方は一定数いることがうかがえます。



※平成28年度調査の選択肢には『既に参加している』はありません。

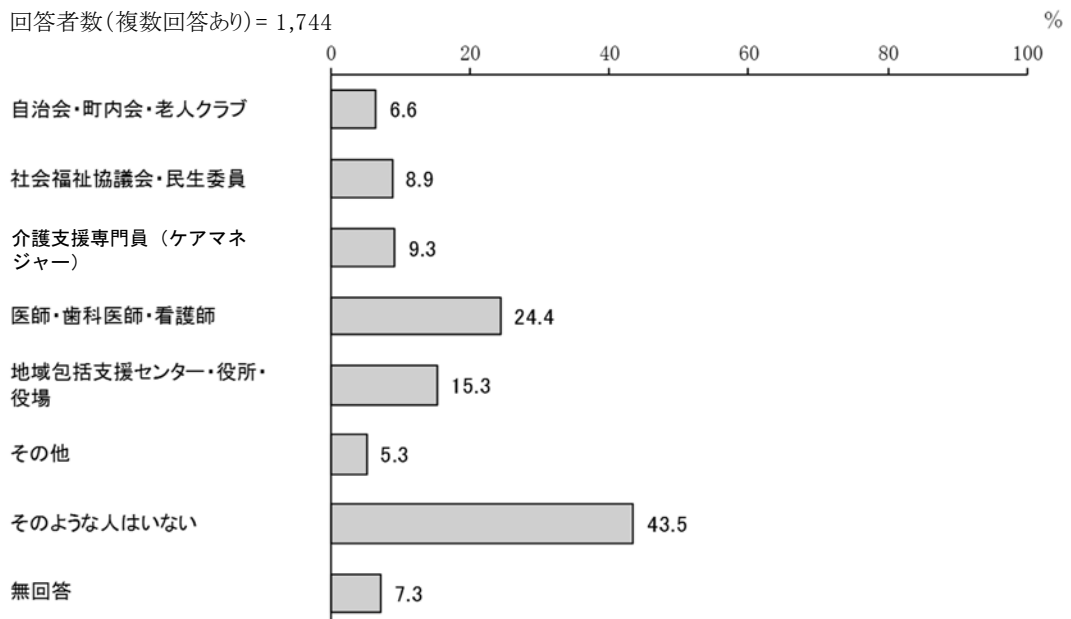
### ⑩ 心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人

心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人は、「配偶者」（55.7%）が最も高く、次いで「友人」（39.1%）、「別居の子ども」（33.7%）となっています。一方、「そのような人はいない」が4.4%いることから、ごくわずかながら、地域で孤立している高齢者がアンケートからも浮き彫りになっています。



⑪ 家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手

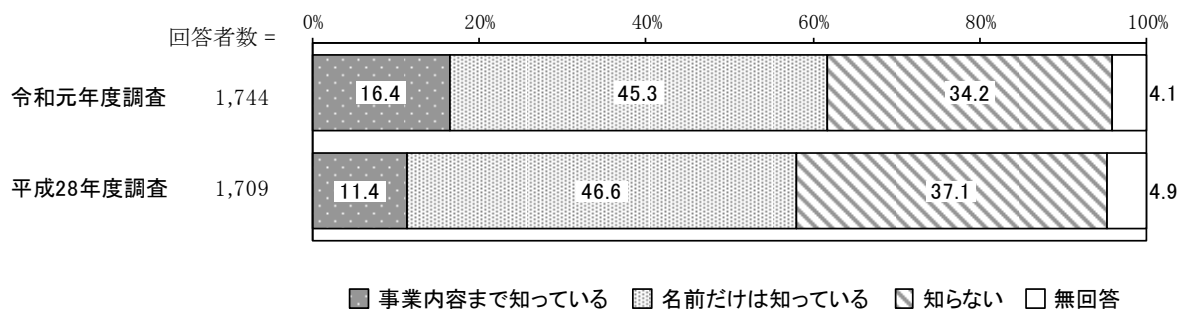
家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手は、「医師・歯科医師・看護師」(24.4%)が最も高く、次いで「地域包括支援センター・役所・役場」(15.3%)、「介護支援専門員(ケアマネジャー)」(9.3%)の順となっています。また、「そのような人はいない」方は43.5%いることから、地域の相談窓口が十分に活用されていないことがうかがえます。



⑫ 地域包括支援センターの認知状況

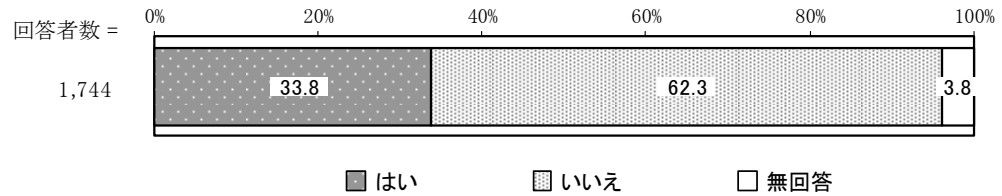
地域包括支援センターの認知状況をみると、「名前だけは知っている」(45.3%)が最も高く、「事業内容まで知っている」(16.4%)を合わせた61.7%の方が地域包括支援センターを知っていると回答しています。

前回調査と比較すると、地域包括支援センターを知っている人の割合は3.7ポイント増加しており、地域包括支援センターの認知度は上がっています。



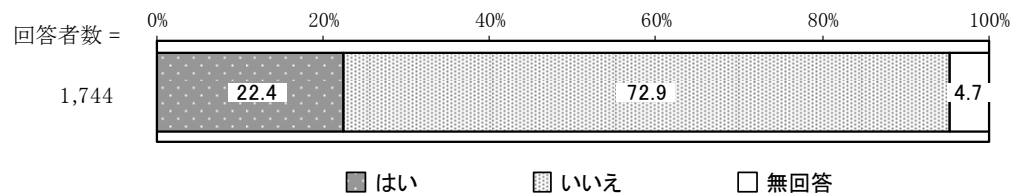
⑬ この1か月間、気分が沈んだりすることの有無

この1か月間、気分が沈んだりすることの有無では、33.8%の方があったと回答しています。



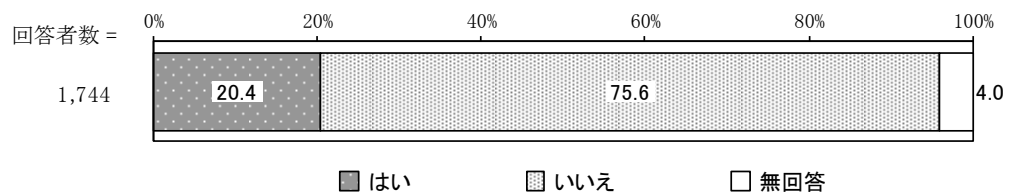
⑭ この1か月間、物事に対して心から楽しめない感じの有無

この1か月間、物事に対して心から楽しめない感じの有無では、22.4%の方があったと回答しています。



⑮ 認知症に関する相談窓口の認知度

認知症に関する相談窓口を知っているかについてみると、「はい（知っている）」と回答した割合は20.4%にとどまっていることから、認知症に関する相談窓口が十分に浸透していないことがうかがえます。

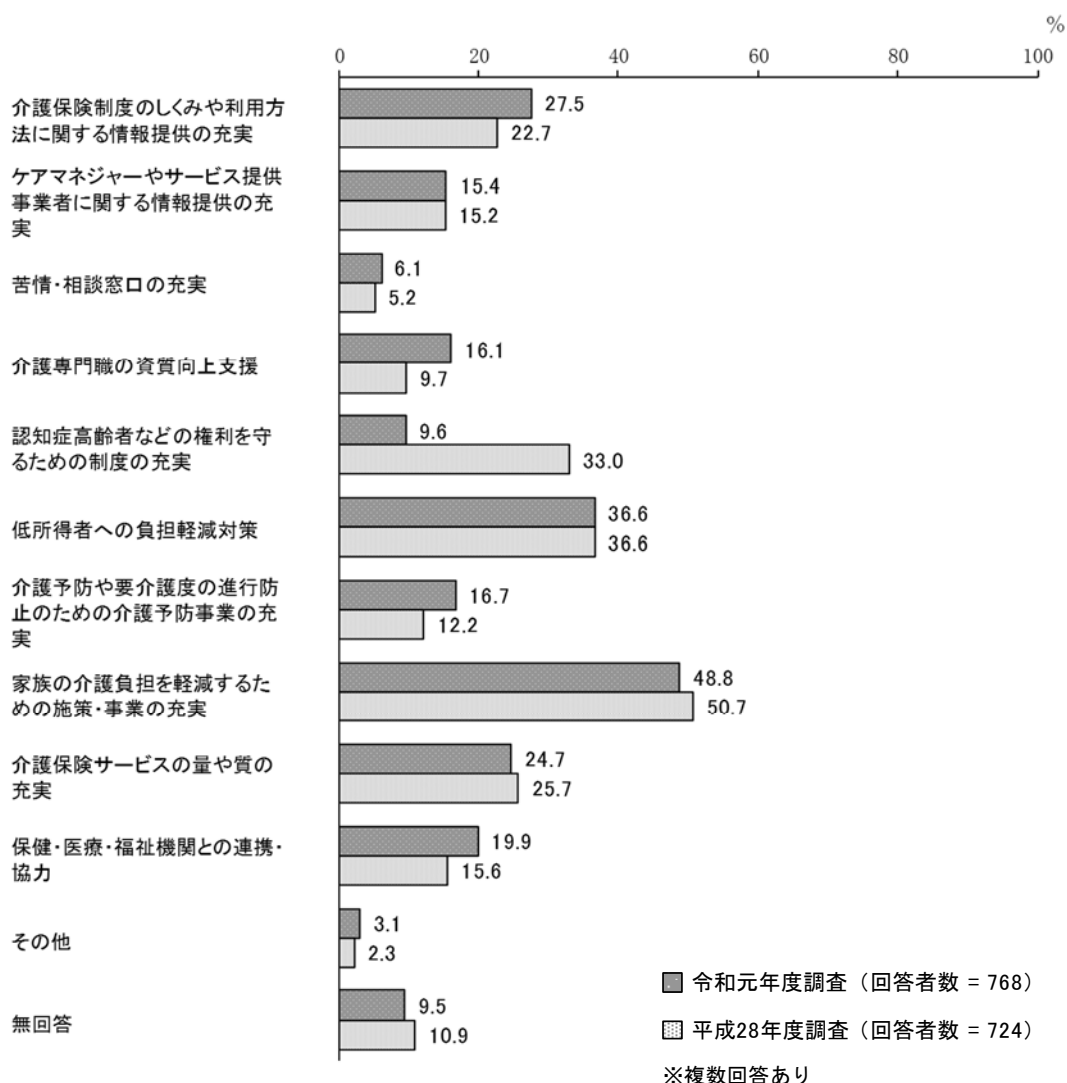




### (3) 在宅介護実態調査

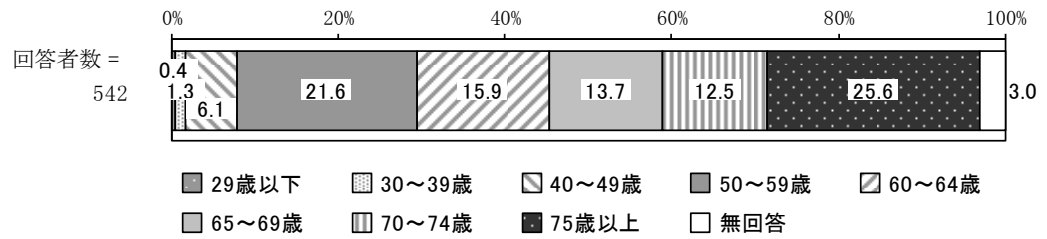
#### ① 介護保険制度に改善を望むこと

介護保険制度に改善を望むことをみると、「家族の介護負担を軽減するための施策・事業の充実」(48.8%)が最も高く、次いで「低所得者への負担軽減対策」(36.6%)、「介護保険制度のしくみや利用方法に関する情報提供の充実」(27.5%)となっていることから、家族の介護による負担感が大きくのしかかっていることがうかがえます。



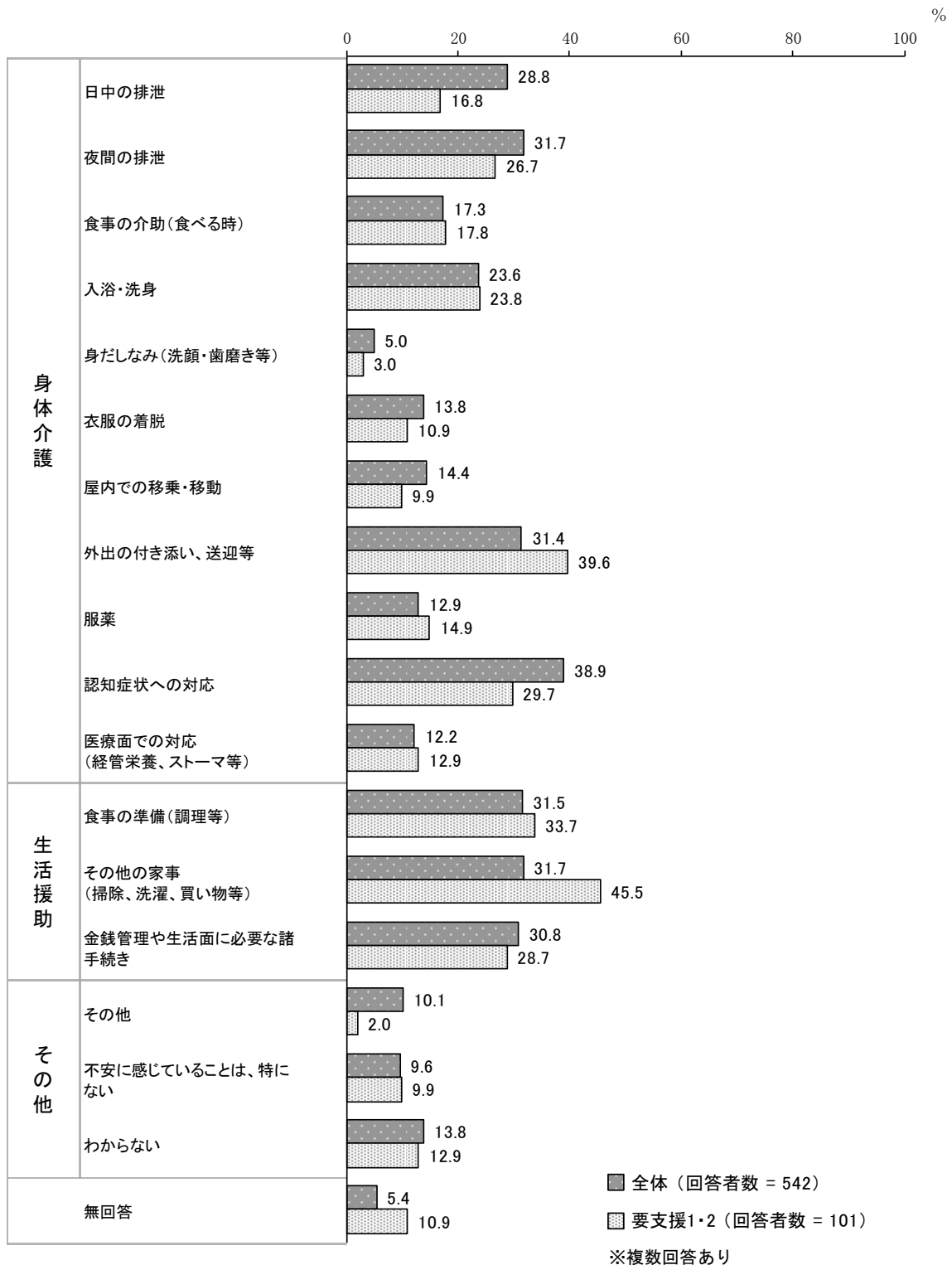
## ② 主な介護者の年齢

主な介護者の年齢は、「75歳以上」(25.6%)が最も高く、次いで「50～59歳」(21.6%)、「60～64歳」(15.9%)となっています。



### ③ 主な介護者が不安に感じる介護内容

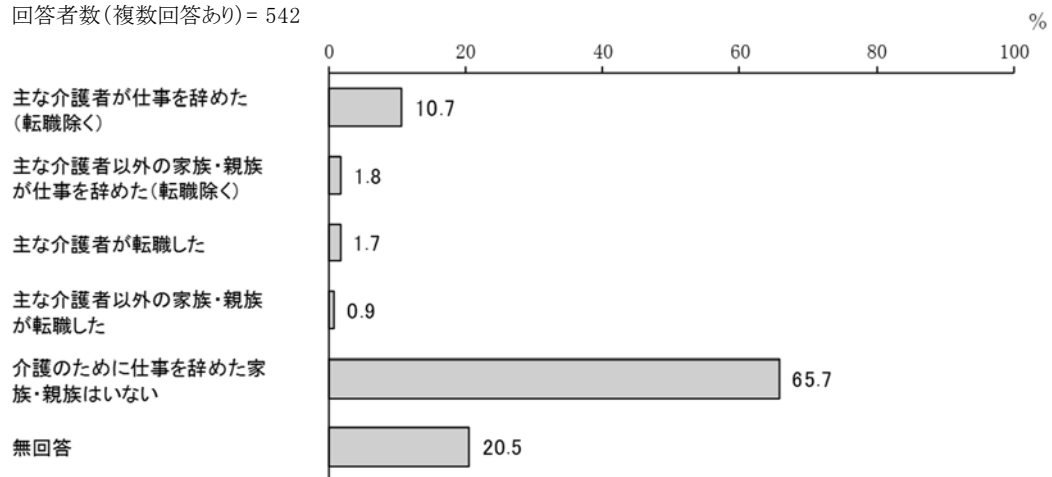
主な介護者が不安に感じる介護内容をみると、要支援1・2の方の身体介護では「外出の付き添い、送迎等」(39.6%)、生活援助では「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」(45.5%)、「食事の準備(調理等)」が33.7%となっていることから、外出支援と家事援助に対するニーズが高いことがうかがえます。



#### ④ 家族・親族が介護を理由に退職・転職した状況

家族・親族が介護を理由に退職・転職した状況をみると、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」（10.7％）と「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」（1.8％）を合わせた12.5％の方が離職し、また「主な介護者が転職した」（1.7％）と「主な介護者以外の家族・親族が転職した」（0.9％）を合わせた2.6％の方が転職しています。介護による退職や転職がある中で、様々な介護の課題を抱えた家庭を地域で受け止めるためには、福祉などの公的サービスと協働して地域住民が助け合える地域づくりの必要性がうかがえます。

回答者数(複数回答あり)= 542



### 3 第8期計画に向けた稲沢市の重点課題

#### (1) 介護予防・健康づくりについて

本市では、高齢者が元気で活動的な生活が続けられるよう、老人クラブや高齢者ふれあいサロン事業といった生きがい活動の推進と介護予防の充実を進めてきましたが、運営者や移動手段の不足が問題となっています。

ニーズ調査結果からは、「通いの場」に参加することが生きがいや健康づくりにつながっていると考えられる一方で、地域づくりに是非参加したい、または参加してもよい方が活動に結びついていない現状がうかがえます。

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、高齢者の地域での社会参加の機会を増やすことは、介護予防の観点からも重要と考えられます。心身ともに元気な高齢者を増やし、健康づくりや居場所づくりの担い手として活躍できる人材につなげていくためには、介護予防に関する知識の普及と意識の向上や医療・介護が連携した高齢者の虚弱「フレイル」対策、身近な場所で継続して健康づくりに参加できるよう、日常生活圏域単位の環境整備が急務と考えられます。

#### (2) 認知症施策について

本市では、認知症予防に重点を置いた介護予防事業の実施や、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームの設置により、認知症に関する知識の普及啓発や認知症高齢者対策の体制整備を行っていますが、認知症に関する相談窓口が十分に浸透しているとは言い難い状況です。

高齢者のみならず若年性認知症患者も増加する中、認知症の予防や早期発見に向け、幅広い世代が認知症について正しい知識を学ぶ機会の提供や、認知症ケアパスの周知方法の工夫が必要です。

また、認知症患者やその介護者である家族も安心して暮らせる環境を整備するため、認知症の理解を深める「認知症サポーター養成講座」を引き続き開催していく他、チームオレンジ等の構築及び「通いの場」の拡充など地域住民や地域の支援組織、関係者などと協力した支援体制の整備が求められています。

### (3) 「地域共生社会」の実現に向けて

国においては、すべての住民が支え合い、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指しており、本市では、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、生活支援体制整備事業など地域の支え合い体制の構築、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の展開、切れ目のない医療・介護の提供ができるよう在宅医療・介護連携推進協議会を中心に「支え合う地域づくり」と「多職種連携の推進」を重点事業として推進してきました。

地域包括支援センターについても相談支援体制の強化や周知を図っていますが、年々、高齢者数の増加と共に相談件数も増加しており、相談内容も複合的な課題を持つケースが多く、より専門性が求められるようになっていきます。

本市では、令和3年4月より、基幹型地域包括支援センターを設置し、地域包括支援センター間で地域の課題や目標を共有しながら、相互に連携した効果的な取り組みにつながるよう一層の相談支援体制の強化を図っていきます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくためには、医療・介護といった専門的なサービスの充実とともに、民生委員・児童委員など地域の活動者と継続して連携強化を図り、住民が主体となった身近な助け合いが必要となってきますので、生活支援体制整備事業等を通し、地域課題を自分事として捉えていただけるような意識の醸成を図っていくことが必要です。



## 本計画の目指すもの

### 1 基本理念

本市では、平成30（2018）年1月に「第6次稲沢市総合計画」を策定し、高齢者福祉の目標として、生活支援サービスの充実、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携などの地域包括ケアシステムを中心とした高齢者の支援体制を構築することで、高齢者が心身ともに健康で、地域社会の一員として活動でき、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる健「幸」社会の形成を目指しています。

令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上になり、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加することが予測されます。

こうした中、すべての高齢者が生きがいに満ち、暮らし続けるためには、「健康寿命」の延伸が重要であり、必要に応じて適切なサービスを受けられることが大切です。しかしながら、近年の社会情勢から、高齢者を公的な制度や福祉サービスだけで支えることは難しい状況となっており、高齢者を取り巻く生活課題に対し、きめ細かく対応するためには、地域共生社会を実現していくことが求められます。

本計画は、高齢者に関する専門的・個別的な領域を担うとともに、前計画の基本的考え方や趣旨を今後も踏襲し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた施策および事業を積極的に展開していくため、本計画の基本理念を「高齢者と共に生きる地域環境づくり」とします

[基本理念]

**高齢者と共に生きる地域環境づくり**

## 2 基本目標

### 基本目標 1 自分らしくいきいきと生きられるまちづくり

高齢者が豊富な知識や経験を活かしながら自らが支える側となって活躍し、いつまでも健康で生きがいをもって生活できるよう、社会参加を促進する体制づくりを目指します。

高齢者が、できる限り介護が必要な状態（要介護状態）にならないように、また、要介護状態となってもできる限りその悪化を防ぐように、高齢者のQOL（生活の質）の向上を目指し、自立支援のための効果的な介護予防の取り組みを推進します。

### 基本目標 2 介護が必要になっても安心して暮らせるまちづくり

介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を続けるため、居宅サービスと施設・居住系サービスのバランスの取れた基盤整備を進めていくとともに、持続可能な介護保険制度にしていくため、介護給付の適正化等を進め、サービスの充実を図ります。また、介護を必要とする方だけでなく、その家族への支援を行い、在宅介護の充実を図ります。

さらに、認知症施策の充実を図るため、認知症予防の取り組みの強化や早期発見・早期対応の体制強化に努めるとともに、地域で認知症サポーター等、ボランティアや地域住民による支援体制の充実を推進します。

### 基本目標 3 地域でお互いに支え合って生きるまちづくり

高齢者が在宅で生活を続けるため、見守りなど地域で支え合う意識の醸成を図るとともに、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめ、高齢者のニーズと実態に合わせて、適切なサービス提供を行うコーディネート機能を強化します。

さらに、介護が必要になった場合でも、適切に介護保険サービスを受けられ、医療との連携により継続的に生活を送ることができるよう支援体制の強化など高齢者の地域での生活を支える重層的な支援体制を推進します。



### 3 施策の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 施策 ]

[ 主な取り組み ]

高齢者と共に生きる地域環境づくり

基本目標 1  
自分らしくいきいきと  
生きられるまちづくり

1-1 高齢者の生きがい  
づくり

- ① 社会参加への支援
- ② 生涯学習への支援
- ③ 高齢者の就労の支援

1-2 高齢者が自立して  
暮らせる環境の整備

- ① 高齢者が住みやすい住まいの確保
- ② 公共施設等の整備
- ③ 移動・交通環境の整備
- ④ 防犯・防災体制の充実

1-3 効果的で継続的な介護  
予防の推進【重点】

- ① 健康意識の高揚と健康づくりの支援
- ② 効果的な予防事業の充実
- ③ 要介護の重度化を予防する施策の充実
- ④ 介護予防の評価のしくみづくり

2-1 介護サービスの充実

- ① 介護サービスの充実
- ② 地域密着型サービスの充実

2-2 認知症支援策の充実  
【重点】

- ① 認知症に関する知識の普及
- ② 認知症の早期診断と進行防止、予防対策の充実
- ③ 地域における認知症支援体制の確立

2-3 家族介護者への支援

- ① 家族介護者同士の交流への支援
- ② 家族介護者の負担の軽減

2-4 介護サービスやケア  
マネジメントの質の向上

- ① 介護サービスの質の向上
- ② 介護給付の適正化とケアマネジメントの質の向上

基本目標 2  
介護が必要になっても  
安心して暮らせるまち  
づくり

3-1 支え合う地域づくり  
【重点】

- ① 地域で支え合う意識づくり
- ② 相談支援体制の強化
- ③ 生活支援サービスの充実
- ④ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

3-2 多職種連携の推進  
【重点】

- ① ケア関係者のネットワークの強化
- ② 医療と介護との連携の推進

基本目標 3  
地域でお互いに支え合  
って生きるまちづくり

※【重点】は、「重点施策」のことで、「第2章3 第8期計画に向けた稲沢市の重点課題」を受け、本計画において重点的に実施していく施策のことです。

## 1 自分らしくいきいきと生きられるまちづくり

### (1) 高齢者の生きがいづくり

#### ① 社会参加への支援

地域における人と人との信頼関係の向上が健康づくりにつながり、高齢者の介護予防にも効果をもたらすと言われているため、高齢者のニーズを捉えながら、高齢者が多様な形で社会参加できる機会の充実を図るとともに、高齢者の知識や経験を活かした相互支援活動を推進します。

主な取り組み	
老人クラブ活動事業（社会奉仕活動・生きがい活動・健康づくり活動）	老人クラブへの補助を行うことにより、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを支援します。また、社会参加促進体制をさらに構築していくよう支援します。
高齢者ふれあいサロン事業	高齢者が身近な場所で集い、生きがいづくりの推進並びに介護予防及び健康増進を目的としたサロンを開設しています。
住民主体の「通いの場」の拡充《新規》	身近な場所で通うことのできる、住民主体の「通いの場」の拡充を図るとともに、「通いの場」における介護予防に資する活動内容の充実を図るため、専門職と連携します。
住民主体の「通いの場」の「見える化」	介護予防体操グループ等、住民主体の「通いの場」の情報収集し、公開します。

#### ② 生涯学習への支援

高齢者が生涯にわたって、心豊かに健康で充実した生活を送るために、生涯学習の機会の充実を図ります。

主な取り組み	
生きがいと健康づくり推進事業	高齢者の積極的な社会参加や自己実現への意識の高揚を促進し、生きがいと健康づくりを支援する事業を、地域の各種団体と協力して実施します。

### ③ 高齢者の就労の支援

ますます高齢化が進行していくこれからの社会では、高齢者が持つ豊かな技術、知識、経験などを生かしていくことが大切です。高齢者の生きがいづくりや介護予防などのためにも、高齢者の就労の拠点となっているシルバー人材センターと連携しながら、高齢者の就労支援に努めます。

主な取り組み	
シルバー人材センターの活動支援	シルバー人材センターへの補助を行うことにより、高齢者が生きがいを持って働くことができる環境づくりを支援します。
シニアワークプログラム事業（シルバー人材センター）	愛知県シルバー人材センター連合会が行う高齢者の就業機会を確保することを目的とする研修（シニアワークプログラム事業）の情報提供に努めます。



## (2) 高齢者が自立して暮らせる環境の整備

### ① 高齢者が住みやすい住まいの確保

シルバーハウジングに居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣することにより、高齢者が自立して安全かつ快適な在宅生活を営むことができるよう支援します。また、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームについては、原則市街化区域での整備とし、市街化調整区域での整備については地域の実情を踏まえて必要性等を勘案し、利用者にとって真に必要な場合のみ整備を進めます。

また、高齢者が安心して暮らせる住まいづくりのために、介護保険において利用できるサービスとして、手すりの取り付け、段差の解消などといった住宅改修費の補助を利用して、リフォームや暮らしやすい住宅の整備を支援します。

主な取り組み	
シルバーハウジング（世話付き高齢者住宅）生活援助員派遣事業	シルバーハウジングへ生活援助員の派遣を行い、高齢者が安心して暮らすことができるよう支援します。
有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の状況把握《新規》	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、県・市間の情報連携の強化を図ります。

### ② 公共施設等の整備

公共施設のバリアフリー化を推進し、福祉の観点から施設の点検・整備を行うとともに、新たな施設整備においてはユニバーサルデザインの導入に努め、だれもが安心して暮らせるまちの実現を目指します。

また、医療施設や商業施設などの公共性の高い民間施設等についても、高齢者等の利用に配慮した環境の整備を働きかけます。

主な取り組み	
バリアフリー化の推進	公共施設の玄関、通路、トイレなどのバリアフリー化を進め、高齢者や障害者はもとより、すべての方が安全で快適に利用できるよう配慮した人にやさしいまちづくりを推進します。

### ③ 移動・交通環境の整備

歩車道分離や歩道の段差解消、公共交通による地域の実情に即した移動環境の充実などにより、高齢者が安心して外出できる環境整備を進めます。

主な取り組み	
歩道の段差解消	歩車道分離や歩道の段差解消など、高齢者や障害者などの利用に配慮した歩行空間の整備に努めます。また、歩道上の障害物や放置自転車・違法駐車などがなくなるよう啓発活動に努めます。
コミュニティバス運行事業	利用状況の調査分析、OD調査、市民及び利用者アンケート調査等を行い、市民及び利用者の意見・要望の把握、事業の課題や問題点を整理し、都市基盤整備状況の進捗を踏まえ、適宜「稲沢市コミュニティバス運行事業計画」の変更を行い、本市に適した交通網の形成に努めます。
高齢者・障害者等外出支援事業「稲沢おでかけタクシー」	コミュニティバス停留所・コミュニティバス接続便乗り場までの移動が困難な高齢者や障害者の方の外出を支援するため、普通タクシー車両を活用した「稲沢おでかけタクシー実証実験」を平成31(2019)年4月から実施しています。

### ④ 防犯・防災体制の充実

高齢者を対象とした振り込め詐欺や悪質商法等に関する注意喚起や相談活動等、適切な対応を行います。また、緊急・災害時に迅速に対応するため、支援体制の強化に努めます。

主な取り組み	
避難行動要支援者対策の推進	緊急時に自ら避難することができない「避難行動要支援者」の把握や緊急時の支援方法等を検討し、安心できる防災対策を推進します。
防犯啓発事業	振り込め詐欺等の特殊詐欺を防止するため、金融機関等で啓発を行い、日ごろから防犯に対する意識を高めるよう努めます。
高齢者交通安全啓発事業	高齢者の特性を踏まえた高齢者交通安全セミナー、高齢者体験型研修会等を開催し、歩行者または運転者としての交通安全意識の高揚と交通安全知識の普及に努め、交通事故の防止を図ります。
災害や感染症対策に係る体制整備《新規》	市内介護保険施設の避難行動計画の策定、訓練を支援します。 県・保健所・市感染症対策本部と連携し、市内介護保険施設等での感染拡大防止、終息に向け連携できる体制を作り、有事の際は当体制の立ち上げと市内介護保険施設との情報伝達を行います。

### (3) 効果的で継続的な介護予防の推進 《重点施策》

#### ① 健康意識の高揚と健康づくりの支援

市民が自分自身の健康状態を把握し、日頃から健康づくりに取り組むことができるように支援します。

主な取り組み	
広報による啓発	生活習慣の改善による健康づくりや介護予防の重要性について、広報等で啓発し、市民の意識を高めます。
ウォーキングの促進	健康ウォーク等の健康イベントを通じて、ウォーキングロードの情報提供等や歩き方指導を実施し、高齢者のウォーキングへの取り組みを促進します。
高齢期におけるスポーツの促進	高齢者が積極的に身体活動や運動を実践できるよう、年齢に応じたスポーツ機会を提供するとともに、各種団体等との連携を図ります。
健康マイレージ事業を通じた健康づくりの推進	毎日の健康づくりの取り組みに応じてポイントを獲得し、特典を受けることができる「いきいきいなざわいなッピー健康マイレージ事業」を推進することで、自ら健康づくりができる体制を構築します。
訪問指導	心身機能の低下防止と健康の保持増進を図ることを目的に、特定健診で生活習慣改善の必要な方を保健師等が訪問します。
健康教育	高齢者が、自らの健康づくりに必要な知識を身につけることができるよう、出前講座等を利用し、健康教育を受けやすい環境を整備します。
検診・健康診査	疫病の早期発見と早期治療のために、がん検診、健康診査（特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、歯科健康診査等）を実施します。
食生活改善推進員（ヘルスマイト）の養成及び活動支援	食生活の改善、運動、休養の3本柱を中心に、自らが積極的に健康づくりに取り組む食生活改善推進員（ヘルスマイト）を養成するとともに、活動を多面的に支援し、高齢者を中心とした食生活の改善を図ります。
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施《新規》	フレイル等の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、運動、口腔、栄養、社会参加等の観点から保健事業と介護予防の一体的実施に向けて取り組みます。

## ② 効果的な予防事業の充実

介護保険法第4条において「国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努める」と定められています。

住民自らが主体的に介護予防に取り組めるよう、情報提供や人材育成、環境整備を推進します。

主な取り組み	
各種予防教室等の実施	運動、栄養、口腔等の様々な角度から、介護予防に資するセルフケアの習慣化を目指した各種教室を実施します。また、教室等に参加できない方も介護予防に取り組むことができるよう、環境を整備します。
日常的に取り組める介護予防についての情報提供	住民自らが主体的に日常生活の中で介護予防に取り組めるよう、情報提供と啓発を行います。
高齢者ふれあいサロン事業【再掲】	地域福祉コーディネーターと連携し、高齢者が身近な場所で集い、生きがいづくりの推進並びに介護予防及び健康増進を目的としたサロンを開設しています。
住民主体の「通いの場」の拡充【再掲】	身近な場所で通うことのできる、住民主体の「通いの場」の拡充を図るとともに、「通いの場」における介護予防に資する活動内容の充実を図るため、専門職と連携します。
住民主体の「通いの場」の「見える化」【再掲】	介護予防体操グループ等、住民主体の「通いの場」の情報収集し、公開します。
一般介護予防事業について専門職の活用促進《新規》	より効果的な介護予防事業となるよう、保健師や管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与を得ながら、事業を推進します。

## ③ 要介護の重度化を予防する施策の充実

要介護（要支援）状態の重度化を予防し、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援します。

主な取り組み	
要介護の重度化を予防する取り組み	要介護の重度化を予防するケアマネジメントやサービス提供について、本人及び家族の意向を尊重しながら、多職種が連携して検討する機会づくりに努めます。
保険者機能強化推進交付金等の活用《新規》	県と連携しながら、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用し、高齢者の自立支援及び重度化防止に向けた取り組みを行います。

#### ④ 介護予防の評価のしくみづくり

介護予防事業の客観的な評価を行い、評価から介護予防事業へ反映できるしくみづくりに取り組みます。

主な取り組み	
介護予防事業の評価	介護予防事業の効果を検証し、今後の事業に活かすため、事業過程の内容評価、事業実施回数等の事業量評価、実際の効果について評価する結果評価を関係者間で行います。





## 2 介護が必要になっても安心して暮らせるまちづくり

### (1) 介護サービスの充実

#### ① 介護サービスの充実

介護や支援が必要になっても住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けるためには、その方の身体状況や生活環境等、介護離職防止を含む家族等への支援の観点から踏まえたサービスが提供されることが重要です。在宅を中心とした地域包括ケアの推進に向けて、量と質（人材育成等）の確保の両側面から、総合的にサービスを提供する体制の構築に向けて、サービスの充実を図ります。

また、施設サービスについても、必要なサービスを地域で利用することができるよう、ニーズに応じた介護保険サービスの提供体制を確保します。特に、待機者が多い施設サービスについては、次期計画期間中に新たに1か所、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備が必要か検討します。

主な取り組み	
介護サービス提供体制の確保	だれもが、必要なサービスを必要な時に必要なだけ利用できるよう、介護サービスの提供体制の確保に努めます。

#### ② 地域密着型サービスの充実

住み慣れた地域での生活を継続できるよう高齢者のニーズや事業所の意向、その特性を考慮しつつ、地域密着型サービスの充実を図るとともに、各種サービスの適切な利用を促進します。

主な取り組み	
地域密着型サービスの充実	認知症対応型共同生活介護など、既存の地域密着型サービスの内容の充実や提供体制の拡充を随時検討します。また、ニーズに応じて、新たなサービスの確保に努めます。
地域密着型サービスの利用の促進	地域密着型サービスが在宅介護等において有効に利用されるよう、啓発並びに情報提供に努めます。

## (2) 認知症支援策の充実 《重点施策》

### ① 認知症に関する知識の普及

認知症は誰もがなりうるものです。認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を推進します。

主な取り組み	
認知症サポーター養成講座	小学生から高齢者までの幅広い年代を対象に、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を地域で見守る認知症サポーターを養成します。
出前講座	認知症への理解に関する出前講座を行います。
若年性認知症の啓発	若年性認知症についての正しい知識の啓発・普及に努めます。

### ② 認知症の早期診断と進行防止、予防対策の充実

「認知症の予防」とは「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを意味します。認知症になっても、重症化を予防しつつ、住み慣れた地域の中で自分らしい生活ができるよう、認知症の早期診断・早期対応に向けた体制を強化し、認知症高齢者への専門的なケアを提供するサービスの充実を図ります。また、通いの場等の身近な場所での認知症予防活動を推進します。

主な取り組み	
認知症対応型サービスの充実	認知症高齢者への専門的なケア体制を強化するため、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護など、認知症対応型サービスの充実を図ります。
認知症予防事業	認知症の防止に向けた介護予防の取り組みを推進します。
認知症の早期発見	「認知症チェックリスト」を活用しながら、認知症の早期発見に努めます。
住民主体の「通いの場」の拡充【再掲】	身近な場所で通うことのできる、住民主体の「通いの場」の拡充を図るとともに、「通いの場」における介護予防に資する活動内容の充実を図るため、専門職と連携します。
認知症初期集中支援推進事業	「認知症初期集中支援チーム」の役割や機能について広く周知し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の強化に努めます。
認知症ケアパスの活用	認知症の方の状態に応じた適切なサービス提供の流れ（認知症ケアパス）を活用し、認知症高齢者の支援を進めます。

### ③ 地域における認知症支援体制の確立

周囲の理解と協力を得て、認知症の方やその家族が安心して地域で生活できるように、地域で支える環境づくりを推進します。

主な取り組み	
認知症家族介護者への支援	認知症の方の家族同士が交流し、自身の問題解決能力を高めることにより、介護負担を軽減させ、知識不足によるトラブルを防止し、早期に認知症の方との安定した生活が営めるよう支援を行います。
認知症対策の体制整備	介護や医療の専門家で構成する「認知症初期集中支援チーム」を中心に、関係機関と連携し、対応の強化を図ります。また、基幹型地域包括支援センターや各地域包括支援センター等に「認知症地域支援推進員」を配置し、地域での認知症に対する正しい知識の啓発や相談体制の充実を図り、地域の支援体制づくりを進めます。
高齢者等安心おかえりネットワーク事業	認知症高齢者等の徘徊による事故等を防止するため、徘徊する可能性の高い方を事前に登録します。また、捜索に協力できる事業者も事前に登録し、行方不明になった場合には情報提供して捜索に協力してもらい、早期発見及び保護につなげる体制づくりを進めます。
チームオレンジの構築 《新規》	地域で暮らす認知症の方やその家族の、困りごとや身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぎ、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりの活動である「チームオレンジ」の構築を進めます。
認知症の方やその家族が集う場の「見える化」《新規》	認知症カフェ等、認知症の方やその家族が集う場について情報収集し、市民に公開します。

### (3) 家族介護者への支援

#### ① 家族介護者同士の交流への支援

在宅で介護にあたる家族への心身の負担を軽減するため、地域住民や専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場の周知を積極的に図りながら、介護の不安や負担を軽減できる機会づくりを支援します。

主な取り組み	
家族介護者交流事業	高齢者を在宅で介護している家族介護者の心身のリフレッシュや介護者相互の交流、情報交換の場を提供し、家族介護者の負担軽減を図ります。
認知症家族介護者への支援【再掲】	認知症の方の家族同士が交流し、自身の問題解決能力を高めることにより、介護負担を軽減させ、知識不足によるトラブルを防止し、早期に認知症の方との安定した生活が営めるよう支援を行います。
認知症の方やその家族が集う場の「見える化」【再掲】《新規》	認知症カフェ等、認知症の方やその家族が集う場について情報収集し、市民に公開します。

#### ② 家族介護者の負担の軽減

サービスの提供や手当の支給等を行い、家族介護者の負担軽減に向けて支援します。

主な取り組み	
徘徊高齢者家族支援サービス事業	認知症高齢者が徘徊により行方不明になった場合、早期に発見できる位置探索システム専用端末機等を貸し出し、事故防止及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。
高齢者等安心おかえりネットワーク事業【再掲】	認知症高齢者等の徘徊による事故等を防止するため、徘徊する可能性の高い方を事前に登録します。また、捜索に協力できる事業者も事前に登録し、行方不明になった場合には情報提供して捜索に協力してもらい、早期発見及び保護につなげる体制づくりを進めます。
認知症高齢者等個人賠償責任保険事業《新規》	高齢者等おかえりネットワークに事前登録している方のうち、希望された方について、市が個人賠償責任保険に加入し、経済的・精神的負担の軽減を図ります。
ねたきり老人手当及び認知症老人手当	在宅で3か月以上ねたきり（家族の介助を要し、常時床にいる状態）または認知症の状態にある方に手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。
高齢者外出支援サービス事業	要介護3以上の在宅高齢者を対象に、指定事業者のリフト付き車両で自宅から病院などへの送迎を行うことで、在宅介護の継続と介護者の経済的負担の軽減を図ります。

## (4) 介護サービスやケアマネジメントの質の向上

### ① 介護サービスの質の向上

介護保険事業を円滑に運営するため、制度の周知と啓発に努めながら、適切かつ良質なサービスの提供及び指導・監督や協議を通じた更なる質の向上を図り、介護が必要な方が安心して利用できるよう環境の整備に努めます。

制度の持続可能性を確保するため、多様化する福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を養成・確保するとともに、介護現場の環境改善による業務の効率化を図り、介護従事者の方々の離職防止・定着促進のため、様々な制度の利用を検討し、働きやすい環境の整備を目指します。

主な取り組み	
地域密着型サービス事業者の運営推進会議の充実	事業所が定期的開催する運営推進会議において、地域住民の意見を取り入れた、よりよい地域密着型サービス施設の運営が行われるよう指導します。
サービス事業者への指導の充実	市が指定する地域密着型サービス事業者に対する実地指導の定期的実施により、指導の充実を図るとともに、県が指定する事業者についても県の実地指導に同行し保険者としての指導を行うなど、適正な運営とサービスの質の向上に努めます。
介護従事者の人材確保・人材育成	介護従事者の人材確保や人材育成に向け、県と連携し、情報提供に努めます。
介護離職防止の取り組みの推進《新規》	介護離職防止の観点から労働担当部局と連携した職場環境の改善に関する普及啓発を行います。
県との連携による介護現場革新に向けた先進事例の周知・啓発《新規》	県と連携し、業務効率化や介護人材がやりがいをもって働き続けられる環境づくりに取り組む事業所を周知することで、市内に取り組みが広がるようにします。
業務の効率化の取り組みの推進《新規》	県と連携し、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化など介護事業者及び市の業務効率化に取り組みます。

## ② 介護給付の適正化とケアマネジメントの質の向上

要介護認定状況やケアプランの点検等を通じて、適正な給付が行われているかどうかを検証し、不適切な給付の是正を図ることで、包括的・継続的マネジメントの推進、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上等を目指します。

また、地域ケア会議においては、介護支援専門員（ケアマネジャー）をはじめとした各専門職が、個別課題解決、ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源の開発、政策形成といった機能により、高齢者個人への支援の充実、それを支える社会基盤の整備を進めます。

さらに、基幹型地域包括支援センターを中心とした専門機関等が連携する地域ネットワークの形成を行うとともにケアマネジメント支援体制の充実・強化を図るなど、自立支援の視点に立つケアマネジメントの質の向上を図ります。

主な取り組み	
要介護認定の適正化	要支援・要介護認定調査について、委託訪問調査に関する認定調査状況・内容の点検等の実施をすることにより適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。
ケアプランの点検	介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なとするサービスの確保とともに、その状態に適合していないサービス提供の改善を図ります。
住宅改修等の点検	内容が自立支援につながるものであるか、適切な内容となっているかという視点から、住宅改修を点検し、適正化を図ります。また、福祉用具購入についても、必要性や利用状況を確認します。
縦覧点検・医療情報との突合	複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、チェック一覧表を基に提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。また、愛知県国民健康保険団体連合会から提供される入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を確認します。
介護給付費通知	不要な介護サービスの提供が行われていないか、利用者が点検できるよう、利用者に対する介護サービス給付費の通知を行います。
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	介護支援専門員（ケアマネジャー）に対し、年2回ケアマネジメント支援研修会を行います。 個々の状況に応じた対応ができるよう関係機関との連携を強化するとともに、地域の問題に対応できるような研修内容の充実を図ります。 地域包括支援センターが中心となり、圏域内の居宅介護支援事業所間の交流に努めます。

### 3 地域でお互いに支え合って生きるまちづくり

#### (1) 支え合う地域づくり 《重点施策》

##### ① 地域で支え合う意識づくり

地域団体等と連携し、見守り・声かけ活動を推進するとともに、関係者間の情報共有とネットワークの充実に努め、地域住民が互いに支えあいながら、誰もが安心して生活ができる地域づくりを進めます。

また、地域の自主的な支援活動やボランティア活動などの活発化を図り、地域の高齢者を地域で支える環境の実現を目指します。

主な取り組み	
生活支援体制整備事業の推進	地域福祉コーディネーターと連携して、住民組織や市民一人ひとりが主体となって地域の福祉課題や生活課題の解決に取り組む地域福祉活動を推進します。 また、生活支援コーディネーターによるボランティア等の担い手の発掘や養成、ニーズとサービスのマッチング機能が発揮されるよう支援します。
ボランティアセンターの充実	社会福祉協議会のボランティアセンターの連絡調整機能の充実に努めるとともに、ボランティアの活動拠点として市民が気軽に利用できるようなボランティアセンターづくりを推進します。
地域見守りネットワークの構築	社会福祉協議会を中心として、ひとり暮らし高齢者など支援が必要な方を地域全体で見守る体制づくりを進めます。
高齢者等見守り活動事業	金融機関、新聞販売店等の市内の民間事業者と協定を締結し、事業者の日常業務の範囲内において、高齢者等の異変やそのおそれを察知した場合に、速やかに市または地域包括支援センターに連絡してもらい、早期に高齢者等の異変に対処することができる体制づくりを進めます。
老人クラブ等による友愛訪問	老人クラブの会員が、ひとり暮らし高齢者等の孤独感の緩和、日常生活の相談、安否確認などのために家庭を訪問する友愛訪問の活動について、継続して活動できるよう、支援します。

## ② 相談支援体制の強化

地域包括支援センターを拠点に、関係団体・機関による各種ネットワークを結びつけるとともに、地域包括支援センターの機能強化及び地域や関係機関との連携をさらに強化し、情報提供や相談体制の充実及び福祉制度の利用促進を図ります。

主な取り組み	
基幹型地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の強化《新規》	6か所の地域包括支援センター間で地域の課題や目標を共有しながら、相互に連携した効果的な取り組みにつながるよう、基幹型地域包括支援センターを中心に相談支援体制を強化します。
民生委員・児童委員とのネットワーク強化	民生委員・児童委員による活動の現状を把握するとともに、情報提供や支援を行い、市と民生委員・児童委員との連携を強化します。
成年後見センターの設置《新規》	必要に応じた成年後見制度の活用促進を図るとともに、制度の内容周知に努めます。また、成年後見センターを中心に関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進をします。
高齢者虐待相談支援体制の強化	高齢者虐待の相談窓口等の周知を図ります。 また、高齢者虐待の発生予防から個別支援にいたる各段階において、関係機関と連携し、虐待のおそれのある高齢者及び養護者に対して、多面的な支援を行います。
高齢者よろず相談	老人福祉センターなどで、社会福祉士等による高齢者の生活に関する様々な相談を行います。

## ③ 生活支援サービスの充実

住み慣れた地域で自立した日常生活を可能な限り継続できるよう介護保険サービス以外の生活支援サービスを提供します。

主な取り組み	
日常生活自立支援事業	判断能力が十分ではない高齢者のサービス利用（選択・契約など）や日常的な金銭管理を支援する日常生活自立支援事業の周知及び利用の促進を図ります。
生活支援体制整備事業の推進【再掲】	地域福祉コーディネーターと連携して、住民組織や市民一人ひとりが主体となって地域の福祉課題や生活課題の解決に取り組む地域福祉活動を推進します。 また、生活支援コーディネーターによるボランティア等の担い手の発掘や養成、ニーズとサービスのマッチング機能が発揮されるよう支援します。



主な取り組み	
緊急通報システム事業	65歳以上のひとり暮らしで持病等があり健康に不安のある方等や、75歳以上の高齢者のみで構成された世帯の方を対象に、急病や事故等の緊急事態や健康相談等に対応できる機器を設置し、高齢者の安全確保を図るとともに、日常生活の不安を軽減します。
寝具の洗濯乾燥サービス事業	ねたきり及びひとり暮らし高齢者等を対象に、利用している寝具の洗濯乾燥サービスを行うことにより、周辺を清潔に保ち、日常生活を快適に過ごせるよう配慮し、日常生活の負担軽減を図ります。
高齢者外出支援サービス事業【再掲】	要介護3以上の在宅高齢者を対象に、指定事業者のリフト付き車両で自宅から病院などへの送迎を行うことで、在宅介護の継続と介護者の経済的負担の軽減を図ります。
訪問理美容サービス事業	要介護3以上の在宅高齢者を対象に、理美容師が自宅に訪問して頭髮をカットして周辺を清潔に保ち、日常生活を快適に過ごせるよう、支援します。
給食サービス事業（「食」の自立支援事業）	食事の調理及び調達が困難で、低栄養のリスクが認められる65歳以上のひとり暮らし、または60歳以上の世帯でねたきりの方がいる世帯を対象に、平日の月曜日から金曜日まで、昼食の配達を行うとともに、安否を確認します。
デイサービス送迎車両等を活用した買い物支援	交通手段が限られ、買い物が困難な高齢者を対象にデイサービスの送迎で朝夕利用するワゴン車の空き時間を有効活用し、デイサービス利用者以外の高齢者をスーパーやホームセンター、ドラッグストアなどに送迎します。

#### ④ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

地域住民やボランティア、民間企業等の多様な主体が多様なサービスを提供することにより、地域の支え合いによる介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。

主な取り組み	
基準緩和型通所・訪問サービスへの移行推進	介護予防訪問型・通所型サービスの事業所について、サービス利用者の増加に対応できるよう、基準緩和型通所・訪問サービスの確保に努めます。
住民主体の通所型・訪問型サービスの創設に向けた検討《新規》	体操等の介護予防サービスを住民が実施する住民主体の通所型サービスや、住民の助け合いによる日常生活支援（ゴミ出し、買い物等）を行う住民主体の訪問型サービスの創設に向けて、検討を進めます。

## (2) 多職種連携の推進 《重点施策》

### ① ケア関係者のネットワークの強化

医療や地域の関係団体・機関によるネットワークを強化し、重層的かつ効果的な支援が可能となる体制整備を図ります。

また、高齢者のみの問題ではなく、8050問題に代表される、問題が複雑化・複合化したケースに対しては、属性を超えた包括的な支援体制を円滑に構築するため、福祉総合相談窓口など多機関協働により、多職種が連携して問題解決を図ります。

主な取り組み	
情報交換・意見交換の機会づくり	介護支援専門員や介護保険事業所等の関係者の多職種が交流し、情報交換や意見交換を行える機会づくりに努めます。
多職種による学習機会の提供	多職種が一堂に会した研修会や講演会等により、地域の資源や課題等を共有し、学習できる環境の確保に努めます。
地域ケア会議	多職種・関係者が集まり、地域に生活する高齢者ができる限り住み慣れた環境の中で生活できるよう支えて行くために個別ケースの地域ケア会議で個々の高齢者に対する支援の充実を図ると共に、個別ケースの地域ケア会議を積み重ねることで、地域課題を明らかにし、日常生活圏域レベルのネットワーク構築、地域資源の把握・開発等の整備にも努めます。
相談支援包括化推進会議（福祉総合相談窓口）《新規》	福祉事務所、社会福祉協議会、ハローワーク等の代表者による属性を超えた包括的な支援計画を決定する会議により、世帯としての支援を行います。
福祉総合相談対策チーム会議の拡充	福祉事務所、関係各課、成年後見センター、基幹型地域包括支援センター代表者等により、相談支援包括化推進会議に諮るケースについて、属性を超えた包括的な支援計画を策定し、世帯としての支援を行います。

## ② 医療と介護との連携の推進

「稲沢市在宅医療・介護連携推進協議会」等を活用し、在宅医療及び介護を一体的に提供する体制づくりを進めます。

主な取り組み	
在宅医療の推進	稲沢市在宅医療・介護連携推進協議会の継続的な開催を通じ、在宅医療及び多職種連携の推進に努めます。
研修会・情報交換会の実施	医療分野と介護分野との情報交換を行うとともに、医療・介護に関わる人材の他分野における知識を深めるため、研修会・情報交換会等を開催します。
看取りや認知症を踏まえた在宅医療・介護連携の推進	入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応等、看取り、認知症の方々への対応を踏まえて、地域における在宅医療・介護の連携を強化します。
在宅医療・介護サポートセンター	医療及び介護の両方を必要とする状態の高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、在宅医療・介護サポートセンター事業を推進し、在宅医療及び介護を一体的に提供する体制づくりを進めます。



## ○ 自立支援・重度化防止等に向けた目標指標

自立支援・重度化防止等に向け、第3章及び第4章の3つの基本目標ごとに指標を設定します。

### 基本目標1 自分らしくいきいきと生きられるまちづくり

事業名	指標名	単位	目標指標			
			実績 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者ふれあいサロン	設置数	団体	46	46	48	50
一般介護予防事業健康体操教室	延回数	回	240	240	240	240
	延参加者数	人	2,268	2,080	2,340	2,600
住民主体の「通いの場」の拡充	「健康と地域の縁づくり」グループ登録数	団体	0	30	35	40

※目標指標については、新型コロナウイルス感染の影響が少ない令和元年の実績等をもとに算出

### 基本目標2 介護が必要になっても安心して暮らせるまちづくり

事業名	指標名	単位	目標指標			
			実績 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター養成講座	認知症サポーター養成講座参加者延べ人数	人	4,236	4,678	4,868	5,058
チームオレンジの構築	認知症サポーターステップアップ講座開催回数	回	0	1	1	1
介護給付費等適正化事業	認定調査状況点検	%	100	100	100	100
	ケアプランの点検	件	3	30	30	30
	住宅改修等の点検	件	0	30	30	30
	縦覧点検・医療情報との突合（国保連への委託）	月	12	12	12	12
	介護給付費通知	月	12	12	12	12

※目標指標については、新型コロナウイルス感染の影響が少ない令和元年の実績等をもとに算出

### 基本目標 3 地域でお互いに支え合って生きるまちづくり

事業名	指標名	単位	実績	目標指標		
			令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア会議の推進	地域ケア個別会議	回	17	18	24	30
	地域ケア推進会議	回	0	2	2	2
住民主体の通所型・訪問型サービスの創設に向けた検討	協力団体数	団体	0	0	3	6
デイサービス送迎車両等を活用した買い物支援	実施回数	回	11	12	12	12

※目標指標については、新型コロナウイルス感染の影響が少ない令和元年の実績等をもとに算出



# 第 5 章

## 介護保険サービスの見込み

### 1 人口及び要支援・要介護認定者数の推計

#### (1) サービス見込み量の推計の手順

サービス見込み量は、以下の手順に沿って行います。

#### 1 人口推計

- (1) 前期高齢者（65～74 歳）、後期高齢者（75 歳以上）の人口推計
- (2) 介護保険対象者（40 歳以上）の人口推計



#### 2 要介護等認定者数の推計



#### 3 介護保険サービス利用者数の推計

施設・居住系サービス  
利用者数の推計



居宅(介護予防)サービス  
地域密着型(介護予防)サービス  
利用者数の推計



#### 4 サービス事業量の推計

- (1) 各居宅(介護予防)サービス年間利用量(日数、回数等)、利用人数
- (2) 各地域密着型(介護予防)サービス年間利用量(日数、回数等)、利用人数
- (3) 各介護保険施設サービス年間利用人数



#### 5 介護保険給付費の推計

## 2 高齢者人口等の推計

### (1) 高齢者人口（第1号被保険者）等の推計

高齢者人口（第1号被保険者数）は、年々増加しており、第8期計画期間中（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）も増加し続け、令和7（2025）年度には37,698人と見込まれます。

高齢者人口（第1号被保険者数）等の推計

単位：人

区分	実績			推計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総人口	137,052	136,887	136,315	135,790	135,163	134,472	132,909	115,968
第1号被保険者 (65歳～)	36,726	37,037	37,362	37,532	37,565	37,639	37,698	39,791
第2号被保険者 (40～64歳)	46,017	46,155	46,048	46,037	46,140	46,108	45,862	36,138
計	82,743	83,192	83,410	83,569	83,705	83,747	83,560	75,929

資料：見える化システム

※地域包括ケア「見える化システム」…都道府県・市町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム

### (2) 認定者数の推計

認定者数は、年々増加しており、第8期計画期間中（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）も増加し続け、令和7（2025）年度には6,922人と見込まれます。

認定者数の推計

単位：人

区分	実績			推計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援1	816	829	815	837	869	898	943	990
要支援2	1,222	1,268	1,260	1,296	1,339	1,381	1,447	1,561
要介護1	914	923	976	1,007	1,048	1,085	1,151	1,311
要介護2	930	949	996	1,032	1,071	1,102	1,169	1,404
要介護3	704	739	764	791	821	847	897	1,083
要介護4	646	648	685	708	736	759	803	965
要介護5	405	413	447	459	475	492	512	605
計	5,637	5,769	5,943	6,130	6,359	6,564	6,922	7,919

※第2号被保険者を除く

資料：見える化システム

### 3 居宅・介護予防サービス

在宅での介護を中心としたサービスが居宅・介護予防サービスです。居宅・介護予防サービスには、訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)福祉用具貸与及び特定(介護予防)福祉用具購入、(介護予防)住宅改修費支給があります。

居宅・介護予防サービスは、居宅療養管理指導など一部のサービスを除き、要介護度ごとに1か月当たりの利用限度額が決められています。サービス利用者は、介護支援専門員(ケアマネジャー)等と相談しながら、ケアプランを作成し、ケアプランに従ってサービスを利用し、費用の原則1割～3割をサービス事業者に支払います。

#### (1) 訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問介護	回/月	26,730	26,326	25,278	26,211	27,973	29,571	29,824	36,001
	人/月	661	654	671	676	710	742	762	915

※令和2年度の実績値は見込値です。



## (2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

居宅の要介護者(要支援者)を訪問し、移動入浴車などで入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問入浴介護	回/月	290	297	384	407	423	446	450	546
	人/月	55	57	73	77	80	84	85	103
介護予防 訪問入浴介護	回/月	12	5	9	5	5	5	5	9
	人/月	2	1	2	1	1	1	1	2

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (3) 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

サービスの提供に当たっては主治医との密接な連携に基づき、利用者の療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問看護	回/月	3,315	3,629	4,101	4,476	4,821	5,108	5,187	6,269
	人/月	317	342	373	407	438	464	473	570
介護予防 訪問看護	回/月	811	819	807	908	935	971	1,016	1,091
	人/月	81	91	89	100	103	107	112	120

※令和2年度の実績値は見込値です。

#### (4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問して、要介護者（要支援者）の心身機能の維持回復を図るとともに、日常生活の自立を助けるための機能訓練を行います。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問リハビリテーション	回/月	237	271	440	500	529	559	571	714
	人/月	20	23	34	39	41	43	44	55
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	45	77	108	118	135	135	135	146
	人/月	5	9	11	12	14	14	14	15

※令和2年度の実績値は見込値です。

#### (5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが家庭を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握して療養上の管理や指導を行います。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅療養管理指導	人/月	588	630	665	719	775	825	840	1,014
介護予防居宅療養管理指導	人/月	60	69	70	80	82	85	89	95

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (6) 通所介護

デイサービスセンター等へ通い、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。利用者の心身機能の維持・向上を目指すとともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減も図ります。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
通所介護	回/月	13,296	13,978	14,140	15,129	16,420	17,457	18,140	21,754
	人/月	1,172	1,234	1,210	1,292	1,400	1,487	1,547	1,853

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関に通い、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
通所リハビリテーション	回/月	2,336	2,394	2,279	2,364	2,484	2,613	2,733	3,284
	人/月	265	272	265	275	289	304	318	382
介護予防通所リハビリテーション	人/月	176	179	160	166	177	184	193	207

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練などを行います。また、一定期間、介護を任せられるので、家族における介護の軽減を図ることができます。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
短期入所生活介護	日/月	2,376	2,493	2,513	2,623	2,785	2,908	3,004	3,606
	人/月	281	287	246	258	273	285	295	353
介護予防短期入所生活介護	日/月	110	110	71	71	85	85	92	98
	人/月	19	19	11	11	13	13	14	15

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護医療院、病院等に短期間入所し、看護・医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の支援を行います。また、一定期間、介護を任せられるので、家族における介護の軽減を図ることができます。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
短期入所療養介護(老健)	日/月	84	116	90	102	115	115	115	148
	人/月	15	18	14	16	18	18	18	23
短期入所療養介護(病院等)	日/月	20	1	0	0	0	0	0	0
	人/月	3	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	日/月	5	7	0	0	0	0	0	0
	人/月	2	2	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づく指定を受けた有料老人ホームなどに入居している要介護者（要支援者）について、特定施設サービス計画（ケアプラン）に基づき入浴・排せつ・食事等の介護、生活などに関する相談、助言、機能訓練、療養上の支援を行います。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
特定施設入居者生活介護	人/月	89	90	107	112	114	119	124	149
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	23	24	27	27	29	30	32	33

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者（要支援者）の日常生活の便宜を図るために福祉用具を貸与します。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
福祉用具貸与	人/月	1,264	1,318	1,415	1,499	1,610	1,693	1,745	2,108
介護予防福祉用具貸与	人/月	687	746	758	819	866	892	936	1,004

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (12) 特定福祉用具・特定介護予防福祉用具購入

要介護者（要支援者）の日常生活の便宜を図るため、入浴や排せつ等に用いる福祉用具の購入費の一部を支給します。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
特定福祉用具購入費	人/月	19	20	25	26	28	29	29	36
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	14	15	17	18	18	20	21	22

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (13) 住宅改修・介護予防住宅改修

在宅の要介護者（要支援者）が、手すりの取付けや段差の解消等を行ったときに、改修費を支給します。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
住宅改修	人/月	18	19	24	23	24	27	26	31
介護予防住宅改修	人/月	16	17	17	17	18	18	20	21

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (14) 居宅介護支援・介護予防支援

要介護者（要支援者）の居宅サービスの適切な利用等が可能となるよう、要介護者（要支援者）の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、ケアプランの作成や当該計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるための事業者との連絡調整、その他のサービスの提供を行います。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅介護支援	人/月	2,017	2,063	2,181	2,265	2,379	2,465	2,551	3,059
介護予防支援	人/月	831	882	893	946	1,006	1,050	1,100	1,180

※令和2年度の実績値は見込値です。

## 4 施設サービス

施設サービスは、次に掲げる3種類の施設で提供されています。

### (1) 介護老人福祉施設

常時介護が必要で、家庭での生活が困難な場合に入所する施設で、要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の介護や支援を行います。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護老人福祉施設	人/月	503	539	532	552	552	552	619	739

※令和2年度の実績値は見込値です。

### (2) 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設で、要介護者に、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の介護や支援を行います。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護老人保健施設	人/月	294	294	322	322	322	322	376	448

※令和2年度の実績値は見込値です。

### (3) 介護療養型医療施設・介護医療院

比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院する施設で、要介護者に、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。

医療と介護の連携のもとに「社会的入院」を減らすことが長年課題とされ、平成18（2006）年からの「医療制度改革」の一環として平成29（2017）年度末までの廃止が決定されていましたが、介護医療院に転換するための準備期間が6年間（令和5（2023）年度末まで）に延長されました。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護療養型医療施設	人/月	25	11	10	2	2	2		
介護医療院	人/月	1	3	3	11	11	11	15	18

※令和2年度の実績値は見込値です。





## 5 地域密着型サービス

住み慣れた地域で住み続けることができるよう身近な生活圏内において提供される、地域に密着したサービスで、具体的なサービスの種類は次のとおりです。

### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または密接に連携しながら、定期巡回と随時の通報により対応を行うサービスです。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	2	3	2	2	2	2	2	3

※令和2年度の実績値は見込値です。

### (2) 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回又は随時通報を受け、訪問介護を提供するサービスです。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は見込値です。

### (3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の状態にある要介護者（要支援者）が、デイサービスセンター等へ通い、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
認知症対応型通所介護	回/月	375	404	497	524	575	601	615	734
	人/月	31	32	38	40	44	46	47	56
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	2	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は見込値です。

### (4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

施設への「通い」を中心に、利用者の状況に応じて、訪問や短期間の宿泊を組み合わせて介護サービスを提供します。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
小規模多機能型居宅介護	人/月	27	39	23	24	28	28	28	34
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	3	2	1	2	2	2	2	3

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護者（要支援者）が共同生活する住居において、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
認知症対応型共同生活介護	人/月	161	160	169	174	182	188	194	194
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	2	5	4	5	5	5	5	5

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の介護専用の有料老人ホーム等で、特定施設サービス計画（ケアプラン）に基づき入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練等を行います。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	28	25	28	28	29	29	29	29

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)で、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練、健康管理等を行います。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	28	28	29	29	29	29	29	29

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (8) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、医療ニーズの高い要介護者の状況に応じた多様な療養支援を行います。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (9) 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地域密着型通所介護	回/月	2,066	1,797	2,489	2,361	2,474	2,586	2,660	3,192
	人/月	211	175	193	183	191	199	206	247

※令和2年度の実績値は見込値です。

## 6 介護予防・日常生活支援総合事業

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支えあう体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（65歳以上で基本チェックリストによる判定で該当した者）を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」などがあります。

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

従来の介護予防訪問介護・介護予防通所介護に相当するサービスのほかに独自の多様なサービスを提供することにより、介護予防を推進し、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを目的とした事業です。

#### (1) - 1 訪問型サービス

要支援者等の居宅を訪問し、従来の介護予防訪問介護に相当するサービスのほかに、多様なサービスとして緩和した基準によるサービス、住民主体による支援、専門職による短期集中予防サービスを提供します。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問介護相当サービス	人/月	292	313	331	335	355	375	414	435
訪問型サービスA	人/月	53	37	38	39	41	43	47	49
訪問型サービスB	回/月	0	0	0	0	45	90	90	95
	人/月	0	0	0	0	15	30	30	32
訪問型サービスC	回/年	0	4	14	60	60	60	60	63
	人/年	0	2	6	20	20	20	20	21

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (1) ー 2 通所型サービス

要支援者等を対象に、従来の介護予防通所介護に相当するサービスのほかに、多様なサービスとして緩和した基準によるサービス、専門職による生活機能を改善するための短期集中予防サービスを提供します。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
通所介護相当サービス	人/月	844	858	911	889	910	932	970	1,019
通所型サービスA	人/月	30	31	32	31	32	33	35	37
通所型サービスC	回/年	143	241	157	200	200	200	200	220
	人/年	32	39	30	44	44	44	44	46

※令和2年度の実績値は見込値です。

## (1) ー 3 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供され自立支援につながるようケアマネジメントを行います。

事業		実績値			見込量				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防ケアマネジメント	人/月	585	591	554	603	615	630	660	990

※令和2年度の実績値は見込値です。

## 7 保険料の算出

### (1) 介護サービス給付費の推計

本市の介護サービス給付費の推計として、介護サービスの総給付費（Ⅰ）と介護予防サービスの総給付費（Ⅱ）の総給付費（合計）が下表のとおり、令和3年度で8,145,947千円、令和4年度で8,495,358千円、令和5年度で、8,780,202千円となる見込みで、総給付費の伸びは、年3%台の増という水準で見込んでいます。

介護給付費の見込み

単位：千円

サービス種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅サービス					
訪問介護	848,649	904,920	955,695	965,404	1,164,582
訪問入浴介護	60,673	63,130	66,631	67,237	81,528
訪問看護	226,345	244,011	258,953	262,359	316,672
訪問リハビリテーション	18,043	19,144	20,225	20,665	25,818
居宅療養管理指導	103,175	111,444	118,662	120,596	145,438
通所介護	1,429,090	1,557,449	1,660,950	1,719,236	2,067,356
通所リハビリテーション	234,343	246,002	258,710	269,779	325,124
短期入所生活介護	257,229	273,845	285,952	294,845	354,442
短期入所療養介護（老健）	13,587	15,298	15,298	15,298	19,682
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	277,967	282,879	295,312	307,744	369,786
福祉用具貸与	233,818	251,591	264,917	270,585	328,931
特定福祉用具購入費	11,584	12,424	12,805	12,906	16,004
住宅改修	25,000	26,341	29,444	28,459	33,913
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4,853	4,855	4,855	4,855	7,891
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	75,887	83,228	86,843	88,921	105,985
小規模多機能型居宅介護	62,090	72,084	72,084	72,084	88,063
認知症対応型共同生活介護	537,934	563,013	581,511	599,934	599,934
地域密着型特定施設入居者生活介護	73,577	76,240	75,944	75,944	75,944
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	100,077	100,132	100,132	100,132	100,132
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	228,940	240,311	251,554	257,943	310,099
居宅介護支援	411,713	434,030	450,738	465,151	558,846

サービス種類	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	1,773,181	1,774,165	1,774,165	1,988,983	2,374,668
介護老人保健施設	1,079,200	1,079,799	1,079,799	1,259,792	1,501,330
介護医療院 (令和7年度は介護療養型医療施設を含む)	48,321	48,347	48,347	65,936	79,121
介護療養型医療施設	10,671	10,676	10,676		
介護サービスの総給付費（Ⅰ）	8,145,947	8,495,358	8,780,202	9,334,788	11,051,289

### 予防給付費の見込み

単位：千円

サービス種類	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	466	467	467	467	933
介護予防訪問看護	36,351	37,429	38,872	40,700	43,686
介護予防訪問リハビリテーション	4,155	4,748	4,748	4,748	5,120
介護予防居宅療養管理指導	9,806	10,060	10,426	10,923	11,643
介護予防通所リハビリテーション	75,079	80,400	83,676	87,726	94,279
介護予防短期入所生活介護	6,164	7,365	7,365	7,964	8,563
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 （介護医療院）	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	26,143	27,972	29,116	30,931	32,075
介護予防福祉用具貸与	50,361	53,292	54,894	57,595	61,844
特定介護予防福祉用具購入費	5,876	5,876	6,565	6,951	7,254
介護予防住宅改修	21,000	22,341	22,341	24,723	26,065
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,400	1,401	1,401	1,401	2,355
介護予防認知症対応型共同生活介護	14,000	14,008	14,008	14,008	14,008
介護予防支援	52,518	55,879	58,323	61,100	65,544
介護予防サービスの総給付費（Ⅱ）	303,319	321,238	332,202	349,237	373,369



### 総給付費の見込み

単位：千円

介護給付及び予防給付	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
総給付費（合計） →（Ⅲ）＝（Ⅰ）＋（Ⅱ）	8,449,266	8,816,596	9,112,404	9,684,025	11,424,658



## (2) 標準給付費の推計

標準給付費は、特定入所者介護サービス費等給付、高額介護サービス費等給付、審査支払手数料などが含まれ、見込みについては、下表のとおりです。

標準給付費の見込み

単位：千円

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
総給付費	8,449,266	8,816,596	9,112,404	9,684,025	11,424,658
特定入所者介護サービス費等給付額	227,895	215,312	222,257	234,375	268,129
高額介護サービス費等給付額	220,010	241,794	263,578	277,953	317,988
高額医療合算介護サービス費等給付額	35,000	39,645	44,288	46,704	53,431
算定対象審査支払手数料	5,460	5,662	5,843	6,164	7,058
審査支払手数料支払件数	140,000(件)	145,180(件)	149,825(件)	158,066(件)	180,989(件)
標準給付費見込額	8,937,631	9,319,009	9,648,370	10,249,221	12,071,264

## (3) 地域支援事業費の推計

地域支援事業費の見込みについては、下表のとおりです。

地域支援事業費の見込み

単位：千円

介護給付及び予防給付	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	489,496	506,483	524,408	557,291	585,156
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	168,876	169,683	170,566	172,022	173,858
包括的支援事業（社会保障充実分）	48,138	47,707	48,138	47,707	47,707
地域支援事業費（合計）	706,510	723,873	743,112	777,020	806,721

#### (4) 第1号被保険者の保険料基準額の算定

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間の標準給付費見込額、地域支援事業費等をもとに、第1号被保険者の保険料基準額を以下のように算定しました。

単位：円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額 (①)	8,937,631,000	9,319,009,113	9,648,370,352	27,905,010,465
地域支援事業費 (②)	706,510,000	723,873,041	743,112,296	2,173,495,337
第1号被保険者負担分及び調整交付金相当額 (③ = ((①+②) × 23%) + ((①+介護予防・日常生活支援総合事業費) × 5%) ※1	2,689,508,780	2,801,137,492	2,898,679,951	8,389,326,224
調整交付金見込額 (④)	155,548,000	191,597,000	221,767,000	568,912,000
財政安定化基金拠出金見込額 (⑤)				0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 (⑥)				60,000,000
介護給付費準備基金取崩額 (⑦)				950,000,000
第8期保険料収納必要額 (⑧ = ③ - ④ + ⑤ - ⑥ - ⑦)				6,810,414,224
予定保険料収納率 (⑨)				98.00%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (⑩)	39,229人	39,263人	39,341人	117,833人
年額保険料基準額 (⑧ ÷ ⑨ ÷ ⑩)				58,977
月額保険料基準額 (⑧ ÷ ⑨ ÷ ⑩ ÷ 12)				4,915

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

この結果、本市における第1号被保険者保険料基準額（月額）は、4,900円とします。

## (5) 所得段階別保険料の設定

保険料は、所得段階に応じて異なります。第7期までは、10段階に設定していましたが、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階の設定を行うため、第8期から下表のとおり12段階に見直します。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料(円)
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年中の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.50 (0.30)	29,400 (17,600)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年中の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.65 (0.50)	38,200 (29,400)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年中の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.75 (0.70)	44,100 (41,100)
第4段階	世帯課税で本人が市民税非課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	52,900
第5段階	世帯課税で本人が市民税非課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.00	58,800
第6段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方	1.15	67,600
第7段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.25	73,500
第8段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	88,200
第9段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	1.70	99,900
第10段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	1.80	105,800
第11段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	1.90	111,700
第12段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.00	117,600

※第1～3段階の保険料については、公費による軽減措置を実施し、( )内の割合・保険料額となります。

## 8 地域密着型サービスの整備目標

地域密着型サービスの施設数の実績及び目標量

単位：施設

事業	実績値		目標値		
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	1	1	1	1	1
認知症対応型通所介護	2	2	2	2	2
小規模多機能型居宅介護	2	2	2	2	2
認知症対応型共同生活介護	10	11	11	11	11
地域密着型特定施設入居者 生活介護	1	1	1	1	1
地域密着型介護老人福祉施 設入居者生活介護	1	1	1	1	1



## 1 計画の円滑な推進に向けて

### (1) 庁内及び関係機関等との連携強化

地域包括ケアシステムの推進のため、介護や医療だけでなく、保健、福祉、住宅等さまざまな関係機関と連携強化を図ります。また、庁内各課が連携・協働して事業に取り組んでいくとともに、庁内外との連携体制の強化も併せて図っていきます。

### (2) 情報の共有化及び連携強化

第8期計画の目標設定や進行管理、評価等について、継続的に市民や関係機関からのニーズを把握するとともに、国・県等といった関係機関との情報共有や連携強化を図り、今後の本市の高齢者施策の充実を図っていきます。

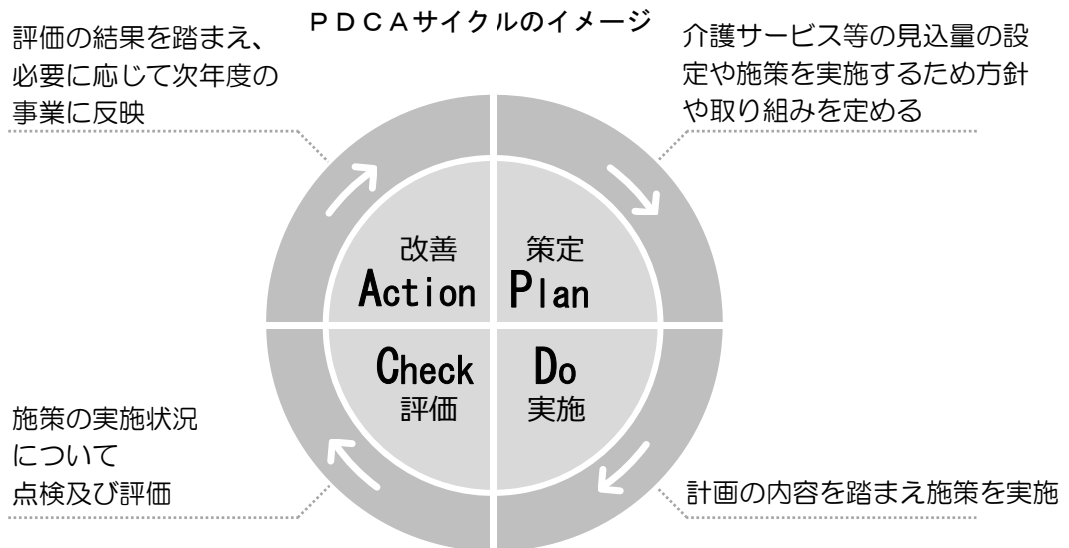
### (3) 関係者の資質向上

地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上のために庁内各課担当職員を始め、関係団体・機関の専門職、市内のサービス提供事業者、地域の民生委員・児童委員など、在宅医療・介護連携を進める人材の育成・配置を積極的に促進します。

## 2 計画の評価体制の充実

本計画の進捗状況の点検及び評価については、定期的の実態を把握し、それに基づいた改善につなげることにより目標の着実な達成を図ります。

また、PDCAサイクルの考えに基づき毎年、各施策について点検や評価を行い、必要に応じて事業を見直し、計画の進行管理を行います。



※保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用

# 資料編

## 稲沢市介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を総合的かつ多面的に検討し策定するため、稲沢市介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し策定する。

- (1) 介護保険事業計画に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画に関すること。
- (3) その他高齢者対策に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 稲沢市議会の議員
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 被保険者の代表者
- (4) 有識者

(任期)

第4条 委員の任期は、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部高齢介護課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長は委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成10年6月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年6月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年5月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年6月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。



## 稲沢市介護保険事業計画等策定委員会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属・役職名	備考
1	木村 喜信	稲沢市議会文教厚生委員長	令和2年9月30日まで
	志智 央		令和2年10月1日から
2	山村 等	稲沢市医師会会長	
3	野村 明生	稲沢市歯科医師会会長	
4	青木 啓一	稲沢市薬剤師会会長	
5	渡邊 菱	稲沢市社会福祉協議会会長	
6	柿沼 晋	稲沢市老人クラブ連合会会長	
7	加藤 恒二	稲沢市民生委員・児童委員協議会会長	
8	伊藤 浩樹	稲沢市まちづくり連絡協議会副会長	
9	鈴木 あけみ	稲沢ケアマネ会会長	
10	目黒 好江	稲沢介護サービス事業会会長	
11	野口 恵美	NPO法人たまごのあしあと代表	
12	新美 利恵	連合愛知尾張南地域協議会稲沢地区連絡会の代表	
13	織田 和成	被保険者の代表	
14	中西 弘	被保険者の代表	
15	榊原 宏昌	被保険者の代表	
16	保科 潤一	愛知文教女子短期大学教授	
17	澁谷 いづみ	愛知県一宮保健所所長	

## 稲沢市介護保険事業計画等策定プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 本市の介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を総合的かつ全面的に検討し素案を作成するため、稲沢市介護保険事業計画等策定プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 チームは、次に掲げる事項について調査研究し、稲沢市介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）及び稲沢市高齢者福祉計画（以下「福祉計画」という。）の素案の策定をする。

- (1) 高齢者、要介護者等の現状把握に関すること。
- (2) 高齢者福祉サービスの実施の現況、目標及び供給体制の確保の見直しに関すること。
- (3) 介護給付等対象サービス量、提供の現状及び評価に関すること。
- (4) 介護保険事業に係る介護給付等対象サービスの見込量の確保及び保険給付に関すること。
- (5) その他事業計画及び福祉計画に関すること。

(組織)

第3条 チームは、別表に掲げるメンバーで組織する。

- 2 座長は、市民福祉部長をもって充てる。
- 3 副座長は、高齢介護課長をもって充てる。
- 4 メンバーの任期は、事業計画及び福祉計画の策定が完了するまでとする。

(会議)

第4条 チームの会議は、座長が招集し、座長が議長となる。ただし、座長に事故があるときは、副座長が議長になる。

- 2 チームの会議は、メンバーの半数以上の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第5条 チームは、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 チームの庶務は、市民福祉部高齢介護課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、座長がチームに諮って定める。

付 則

この要綱は、平成10年6月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年5月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年6月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年5月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年7月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年8月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### 別表（第3条関係）

メンバー	
市長公室	企画政策課の主査以上の者
	地域協働課の主査以上の者
総務部	財政課の主査以上の者
市民福祉部	部長
	福祉課の主査以上の者
	高齢介護課長
	国保年金課の主査以上の者
子ども健康部	健康推進課の主査以上の者
建設部	建築課の主査以上の者
市民病院	地域医療連携室の主任以上の者
稲沢市社会福祉協議会	地域福祉課の職員

## 稲沢市介護保険事業計画等策定プロジェクトチーム名簿

区分	所属	補職名	氏名
座長	市民福祉部	部長	小野 達哉
副座長	市民福祉部高齢介護課	課長	長谷川 隆
メンバー	市長公室企画政策課	主幹	岡部 雅憲
	市長公室地域協働課	主査	前田 赳史
	総務部財政課	主査	河野 誠浩
	市民福祉部福祉課	主査	木村 暁範
	市民福祉部国保年金課	主査	鈴村 香里奈
	子ども健康部健康推進課	主査	岡本 小枝
	建設部建築課	主幹	山本 利幸
	地域医療連携部地域医療連携室	主査	杉本 諭
	社会福祉協議会	主査	柴田 卓

## 用語集

用語	説明
<b>【あ行】</b>	
ICT	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。 従来から使われていたIT (InformationTechnology) に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される言葉。
OD調査	人や車あるいは物資の移動の起点と終点を、移動の目的、交通手段などととも把握するために実施する調査で、起終点調査とも呼ばれる。
<b>【か行】</b>	
介護医療院	令和5（2023）年度末までに廃止されることになった介護療養型医療施設（療養病床）に伴い、設置することになった新しい介護保険施設。「日常的な医学管理」と「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えている。
介護支援専門員 （ケアマネジャー）	要介護認定者などからの相談に応じて、その方の心身の状況や希望を考慮しながら適切な居宅サービスなどを利用できるよう市町村、介護サービス事業者との連絡調整を行う人で、要介護認定者などが自立した日常生活を営むために必要な援助に関する専門的知識、技術を有する人。
介護予防・日常生活支援総合事業	市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの。
介護離職	要介護状態等にある家族を介護するために離職すること。
通いの場	住民同士が気軽に集い、一緒になって内容を企画し、活動内容を決め、ふれあいを通して「生きがいくくり」「仲間づくり」の輪を広げたり、介護予防に資する活動(体操、趣味活動等)を行う場。
基幹型地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進するため市内の各地域包括支援センター間の総合調整、後方支援等を行う。
ケアプラン	介護保険制度で要介護（要支援）認定を受けた場合、本人の希望や必要性と利用限度額や回数に基づいて作成されるサービスの計画。

用語	説明
ケアマネジメント	要介護者等やその家族から心身・生活等の状態を聞き取り、課題を分析し、ケアプランを作成して、介護サービス提供者や医療機関との連携・調整を図りながら、自立支援につながる適切なサービスの提供となるよう調整をすること。また、点検・評価を行い必要に応じて見直すなど、専門的な観点から支援を行うこと。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
高齢者ふれあいサロン	身近な場所で、高齢者に生涯学習・レクリエーション・談話等の場所を提供し、生きがいをづくり、介護予防及び健康増進などを目的とした通いの場を住民主体で運営している。
コーホート変化率法	過去の2つの時点の年齢別人口から求めた各コーホートの変化率に基づいて、将来人口を推計する方法。
<b>【さ行】</b>	
サービス付き高齢者向け住宅	単身高齢者・夫婦のみの世帯が安心して暮らせる賃貸住宅として、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する住宅。
在宅医療・介護サポートセンター	地域住民の方が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活ができるよう医療・介護の両面から支援を行う。
在宅医療・介護連携推進	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供することができるように、関係機関の連携体制の構築を推進すること。
市街化区域	都市計画によって定められた、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画によって定められた、市街化を抑制する区域。原則として、開発行為や建築行為は禁止されている。
社会的入院	入院治療が終わっても、家族・地域の介護施設などの都合により、入院し続ける状態。
若年性認知症	65歳未満で発症する認知症のこと。
食生活改善推進員（ヘルスマイト）	「私達の健康は、私達の手で」をスローガンに、食を通じた健康づくり活動を行う、全国組織のボランティア団体員。
シルバーハウジング	バリアフリー化され、緊急通報装置や見守りセンサーなどが設置され、生活援助員から生活支援サービスを受けられる、ハード・ソフトの両面から高齢者の自立した生活を支える公的な賃貸住宅。

用語	説明
生活援助員	シルバーハウジングなど高齢者が居住する集合住宅において、日常生活上の生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助などを行うための要員。
生活支援コーディネーター	「困ったときはお互いさま」で助け合える地域のつながりや支え合い活動づくり、長く元気に暮らせるための介護予防活動づくりを進める人。
生活支援体制整備事業	地域の力（地域住民の支え合い活動）によって、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活を続けていくことができる地域づくりを目的とした事業。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方が地域で安心して生活ができるように支援する制度。
成年後見センター	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方の権利を擁護するため、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう成年後見制度の利用に関する相談や手続き支援を行うとともに、成年後見制度の普及と啓発も行う。
<b>【た行】</b>	
多職種連携	地域の高齢者の在宅生活を支援するために医療・介護・福祉の分野に携わる多様な専門職がとる緻密な連携体制。
団塊の世代	第二次世界大戦直後の昭和22（1947）年から昭和24（1949）年までのベビーブーム時に生まれた世代。
地域ケア会議	地域のニーズや課題の把握、新たな支援サービスの提言、既存サービスのシステム化等を目的に、地域の方や専門家等の多職種が一緒に話し合い、考える場。
地域支援事業	被保険者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的に、包括的な相談支援体制、日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者の支援体制の構築を一体的に推進する事業。
地域福祉コーディネーター	住民のニーズに応じて必要な事業を企画・立案し、住民や団体、関係機関と情報交換や連携しながら、住民による支え合いが広がっていくようにサポートする「地域のつなぎ役」。
地域包括ケア・地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく提供される仕組み。
地域包括支援センター	保健師（看護師）・主任介護支援専門員・社会福祉士などの専門職が連携することで、高齢者を総合的に支援する機関。
チームオレンジ	地域で暮らす認知症の方やその家族の困りごとや身近な生活支援ニーズ等と、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりの活動。

用語	説明
<b>【な行】</b>	
日常生活圏域	住民が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の条件を総合的に勘案して設定する地域。
認知症	いろいろな原因で脳の細胞が死んだり、働きが悪くなったりしたためにさまざまな障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態。
認知症カフェ	認知症の方とその家族、地域住民、医療・介護・福祉の専門家等、誰もが年齢を問わず気軽に参加できる場で、カフェの内容は地域の状況などに合わせて自由に設定できる。相互に情報を共有し合い、お互いを理解し合うことで「認知症になっても安心して暮らせる地域」をカフェの中で作り出し、地域全体に波紋のように広がることを目指す。
認知症ケアパス	認知症の方の状態に応じた適切な対応の流れ。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方やその家族に対してできる範囲で手助けする人。
認知症初期集中支援チーム	認知症が疑われる方や認知症の方、その家族の相談を受け、介護サービスの利用や病院受診に結びつける専門チーム。
認知症地域支援推進員	医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行う人。
<b>【は行】</b>	
8050問題	80代の親が50代の子とも同居して経済的支援する状態をなぞらえた中高年ひきこもりを抱える世帯を象徴した言葉。
バリアフリー	高齢者や障害者が社会生活を送るうえで、段差などの障壁（バリア）となるものを取り除くこと。広義的には、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去すること。
P D C A サイクル	Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法。
避難行動要支援者	要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等において特に配慮を要する方）のうち、災害発生時や災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難なために支援を必要とする方。
福祉総合相談窓口	社会福祉士の資格を有する相談支援員が、包括的な支援を行う総合的なワンストップ型福祉の総合相談窓口。
フレイル	加齢とともに心身の運動機能や認知機能等が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が阻害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像とされており、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の間を意味する。多くは、フレイルを経て要介護状態へ進むと考えられ、高齢者において特にフレイルが発症しやすい。



用語	説明
保険者機能強化推進交付金	自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県のみならず、さまざまな取り組みの達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを支援する交付金。
<b>【ま行】</b>	
看取り	近い将来、死が避けられないとされた方に対し、身体的苦痛や精神的苦痛を緩和、軽減するとともに、人生の最期までの尊厳のある生活を支援すること。
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努め、活動している人。
<b>【や行】</b>	
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな個性や違いにかかわらず、最初から誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、しくみ、サービスなどを提供していこうとする考え方。
有料老人ホーム	<p>有料老人ホームには、その目的や介護サービスの提供方法、入居対象者などにより、以下の種類がある。</p> <p>①介護付有料老人ホーム—食事、洗濯、清掃等の生活支援、排せつや入浴等の身体介護、機能訓練、レクリエーション、サークル活動などのサービスが受けられ、介護保険制度上の「特定施設入居者生活介護」の指定を都道府県から受けている高齢者施設。</p> <p>②住宅型有料老人ホーム—食事、洗濯、清掃等の生活支援サービスが付いた高齢者施設であるが、ホームのスタッフが介護サービスを提供することはなく、入居者が要介護となった場合は、訪問介護などの在宅サービス事業所と契約し、そのスタッフによる介護サービスを受けながらホームで生活することとなる。</p> <p>③健康型有料老人ホーム—家事サポートや食事等のサービスが付いた高齢者施設。身の回りのことは自分でこなせる、自立した状態の高齢者が対象で、温泉やスポーツジムなど、元気な状態をなるべく維持することを目的とした設備が充実しているところが多い。</p>
要支援・要介護認定	介護保険の給付を受けることができるかを認定すること。訪問調査のあと、コンピューターによる1次判定を経て専門家による2次判定で決定される。要介護状態等区分には要支援1・2、要介護1～5があり、非該当の場合は介護保険が適用されない。

## 地域包括支援センター一覧

名 称	所 在 地	電話番号
①稲沢市基幹型地域包括支援センター	稲沢市稲府町1番地 (稲沢市社会福祉協議会内)	0587- 22-6077
②稲沢地域包括支援センター	稲沢市大塚北九丁目45番地 (特別養護老人ホーム信竜内)	0587- 33-5400
③小正・下津地域包括支援センター	稲沢市駅前二丁目25番15号 (稲沢老人保健施設第2憩の泉内)	0587- 22-1488
④明治・千代田地域包括支援センター	稲沢市井掘野口町27番地 (特別養護老人ホーム第二大和の里内)	0587- 36-8310
⑤大里地域包括支援センター	稲沢市六角堂東町一丁目3番地6 (特別養護老人ホーム大和の里内)	0587- 23-7702
⑥祖父江地域包括支援センター	稲沢市祖父江町本甲拾町野7番地 (愛知県厚生農業協同組合連合会 稲沢厚生病院内)	0587- 97-2381
⑦平和地域包括支援センター	稲沢市平和町下起東51番地 (亀泉会 福祉相談センター内)	0567- 47-1776

第8期稲沢市介護保険事業計画・高齢者福祉計画  
令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

発行：稲沢市（令和3(2021)年3月）

編集：稲沢市 市民福祉部 高齢介護課

